

パブリック・コメント
閲覧用

調布市福祉のまちづくり推進計画

令和6（2024）年度 ～ 令和11（2029）年度

（素案）

音声
コード
位置

音声
コード
位置

音声コード

計画書の各ページに、「音声コード(Uni-Voice)」を付しています。

「音声コード」は、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元コードです。このコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリで音声に変換し、文章内容を読み上げることで、音声で情報を得ることができます。

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 福祉のまちづくりとは.....	2
3 国や東京都の動向.....	4
4 計画の位置付け.....	8
5 計画の期間.....	10
6 計画の策定体制.....	11
7 SDGsの推進	12
8 新たな総合福祉センターの整備について.....	13
第2章 福祉のまちづくりの現状と課題.....	14
1 統計からみる市の状況.....	14
2 前計画の進捗状況.....	19
3 市民の意向（市民福祉ニーズ調査結果）.....	22
4 団体等グループインタビューの主な意見.....	29
5 福祉のまちづくりを取り巻く課題.....	34
第3章 福祉のまちづくりの基本的方向.....	36
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 施策体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進.....	39
II 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進.....	50
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進.....	63
IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進... 81	81
V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進.....	98
第5章 計画の推進.....	121
1 推進体制.....	121
2 周知・普及啓発.....	122
3 進行管理.....	122
資料編.....	123
調布市福祉のまちづくり条例.....	123

(白紙ページ)

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

調布市では、平成9年4月1日に施行された調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」という。）をユニバーサルデザイン（*¹）の理念に基づく条例として改正し、平成21年10月1日に施行しました。

本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」が私たちの願いであり、「だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である」としています。さらに、「保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮」や「市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営み」が必要であるとしています。

本計画は、様々な社会情勢の変化、国や東京都の動向、市のまちづくりの状況を踏まえつつ、本条例の理念に基づき、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として、策定するものです。

¹ ユニバーサルデザイン…障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

2 福祉のまちづくりとは

ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組です。

心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することです。具体的には、高齢者や障害者、認知症の方等への無理解・偏見・差別をなくしていくなどの意識面や、情報提供などのソフト面のバリアフリーとなります。

■心のバリアフリーに向けた場面の例

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。



何か困った様子のある時には声をかける。



駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。



エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。



パラハートちょうふ

つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

市では、「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズのもと、さまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の実現に取り組んでいます。

バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーは「障壁を取り除く」ことですが、ユニバーサルデザインは「誰もが利用しやすいようにデザインをしていく」という意味です。福祉のまちづくりの推進においては、どちらも欠かせない取組です。

■バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

バリアフリー

障害者の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけではなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置



■バリアフリーとユニバーサルデザインの例

バリアフリーの例

- 施設や道路、住宅等の段差をなくしたり、手すりを付けたりするなど、物理的な移動の障壁がない
- 手話通訳者が窓口において、コミュニケーションの障壁がない
- 必要な情報を、点字や音声データなどで提供がされ、情報アクセスの障壁がない

ユニバーサルデザインの例

- 車いすやオストメイトの人、乳幼児連れの人、障害で同伴が必要な人などが利用できる「バリアフリースイッチ」
- 誰もが楽に移動できる自動ドアやエレベーター
- 目が不自由な人の他、シャンプー中に目をつぶっていてもシャンプーとリンスの区別がつけられる突起

3 国や東京都の動向

(1) 国の動向

平成17～19年度

平成17年度に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。これをもとに、平成18年度に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー新法」が施行、平成19年度には、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されました。

平成25～28年度

平成25年度には、日常生活や社会生活に身体の機能上の制限を受ける方などが、日常生活及び社会生活を営むに当たり、円滑に移動することができるよう必要な施策を講ずるよう定めた「交通政策基本法」が施行されました。また、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するための「障害者権利条約」が批准されました。

平成28年度には、行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止するとともに、それを実効的に推進するための基本方針などを定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として共生社会を実現するため、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリー（*²）を推進する「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

平成30～令和3年度

平成30年度には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする「ユニバーサル社会実現推進法」が制定されました。

同じく平成30年度にバリアフリー法が改正・施行され、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示されました。

令和2年度には、バリアフリー法が再び改正されるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」も改正され、令和3年度から全面施行されました（一部の規定は令和2年度中に施行）。

² 心のバリアフリー…心のバリアを取り除き、高齢者、障害者等の社会参加に積極的に協力すること。

(2) 東京都の動向

平成20～25年度

東京都では、平成20年度に東京都福祉のまちづくり推進協議会において「東京都福祉のまちづくり条例」の改正の基本的な考え方が示され、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。

また、平成20年度に策定した「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成21年度～平成25年度）」が終了することを受け、平成25年度に新たな「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年度～平成30年度）」を策定しました。

平成30～令和5年度

平成30年度に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、「東京都福祉のまちづくり推進計画～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～」を策定しました。

そして、令和5年度には、主に以下の視点から次期計画策定の検討が進められました。

目標	誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会
施策の体系	I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進 II 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備 III 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築 IV 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進 V 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え
計画を進める上でのポイント	(1) 福祉のまちづくりで目指す社会の共有 (2) 高齢者や障害者等の当事者の参画と意見の反映 (3) 都民、事業者、行政等が真に一体となった取組の推進

(3) 調布市の動向

市では、平成9年度の調布市福祉のまちづくり条例の施行以降、国や東京都の動向を踏まえて、主に以下のような取組を進めてきました。

平成9年度	調布市福祉のまちづくり条例（4月1日施行）
平成21年度	調布市福祉のまちづくり条例改正 （ユニバーサルデザインの理念に基づく改正 10月1日施行）
平成23年度	調布市福祉のまちづくり推進計画（平成24年度～平成29年度）策定
平成29年度	調布市福祉のまちづくり推進計画（平成30年度～平成35年度）策定
令和4年度	調布市福祉のまちづくり条例施行規則の改正（令和4年4月1日施行） 令和3年3月、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正（トイレ表示の工夫）に準拠し、車椅子利用者用便房の設備や機能、利用対象表示の規則改正。

令和4年度には、令和5年度から令和12年度まで8年間のまちづくりの方向を示す調布市基本構想と、その基本方針を具現化する基本計画を合わせた「調布市総合計画」を策定しました。この計画では、まちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向け、8つの基本目標、30の施策の基本方向を示しています。本計画では、この基本方向に沿った取組を進めることとなります。

■本計画に関連する主な基本方向

（基本構想 第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向から抜粋）

基本目標1 安全に安心して住み続けられるために	
1	日頃から災害に備え、互いに助け合うまち【防災】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の尊い生命と大切な財産を守るため、震災や風水害等の自然災害への防災・減災を図り、行政が行う「公助」に加えて、自らの安全は自らが守る「自助」と地域でともに助け合う「共助」による取組を促進し、ソフト・ハードの両面から安全・安心なまちづくりを進めます。 ● 災害に強い都市基盤の整備や建築物の耐震化を促進するとともに、災害時の連絡体制や避難行動要配慮者支援等の地域防災体制の充実を図り、防災都市づくりを進めます。
2	みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち【防犯】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人一人が安全で安心して暮らせるよう、地域や関係機関との連携・協力の下、地域での防犯体制を強化するとともに、市民の意識啓発や相談体制の充実を図り、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

- 3 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち【子ども・若者】
- 子ども・若者が、互いに尊重し、支え合うことができる環境づくりを進めるとともに、学びや交流等を通じ、一人一人がありのままを認め合えるまちを目指します。
 - ヤングケアラー等の支援を必要とする子ども・若者に対する見守りやケアと併せて、適切な関係機関につなげられる環境づくりに取り組みます。

基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

- 1 みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち【福祉】
- 生きづらさを感じる市民が少しでも生活しやすくなるよう、困難を抱える市民への理解の促進を図ります。
 - デジタル技術を活用し、様々な相談・支援に関する情報発信を強化するとともに、市民の情報格差を解消するデジタルデバイド対策を推進します。
 - 誰もが分け隔てられることなく安心して暮らせるよう、障害理解の促進と併せて、ユニバーサルデザインを踏まえた視点から、歩行が困難な市民やベビーカーの利用者が利用しやすくなるための施設のバリアフリー化等、ソフト・ハード両面で取り組みます。

基本目標7 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

- 1 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち【市街地整備】
- 各地域の特徴や魅力を最大限に生かし、市内外から多くの人が集い、憩い、にぎわいが創出されるまちづくりを進めます。また、京王線の地下化によって創出された調布駅前広場及び鉄道敷地の整備を着実に推進し、魅力ある都市空間の形成を目指します。
 - 調布らしいというおいのある魅力的な景観を形成するとともに、誰もが安心して暮らすことができる良質な住環境の整備に取り組みます。
- 2 誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち【交通環境・道路整備】
- 都市計画道路や生活道路の整備を進め、地域の特徴に応じた道路ネットワークを形成するとともに、歩行者や自転車利用者が安全・便利に移動できるまちづくりを進めます。
 - シェアサイクルやデマンド交通等のデジタル技術を活用した交通サービスに加え、これらのサービスを組み合わせたMaaSの導入促進等、地域の特性を踏まえた公共交通ネットワークの構築による市内の交通利便性の向上を図ります。

4 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進に関わる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

(計画の策定)

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

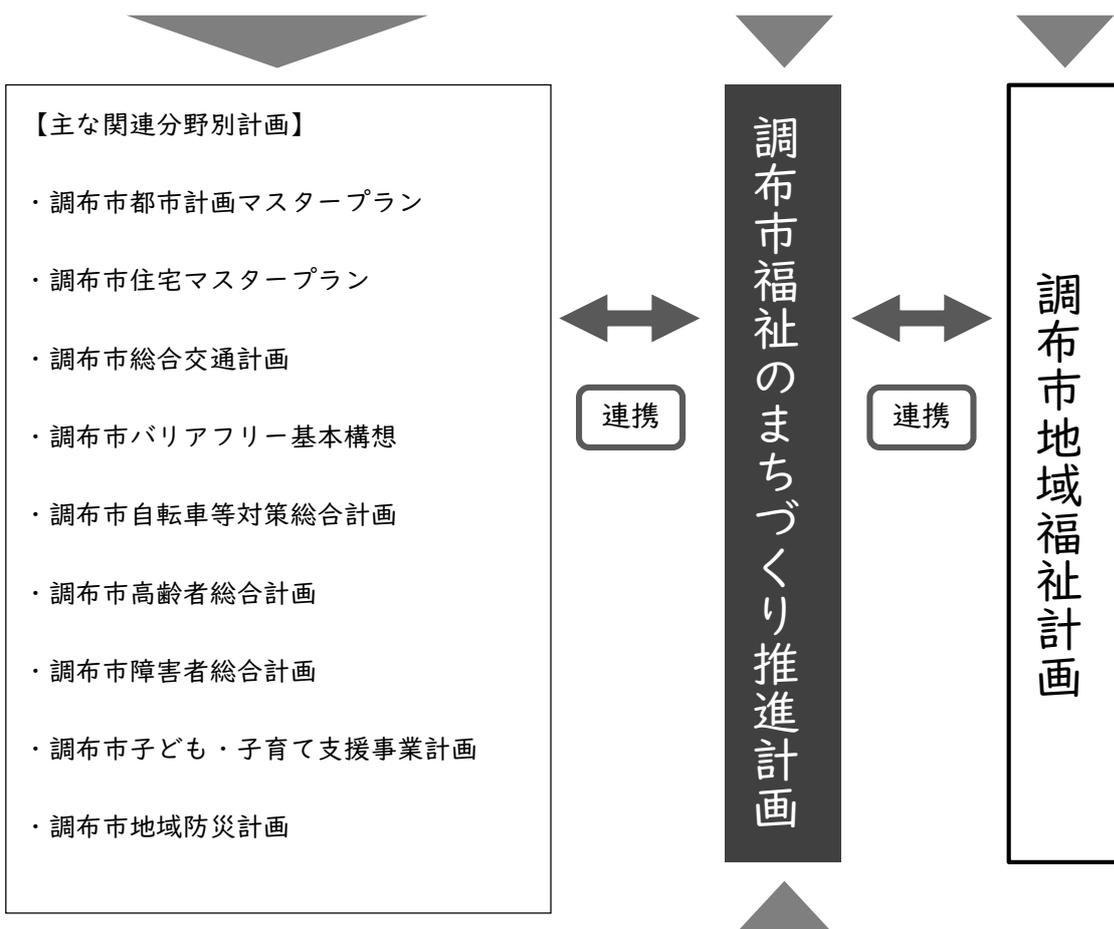
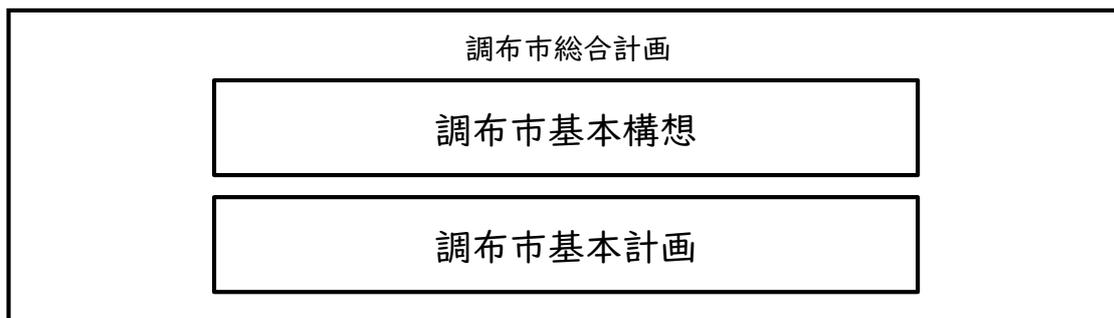
(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていきます。



国：バリアフリー法，バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 等
 都：東京都福祉のまちづくり条例，建築物バリアフリー条例 等

5 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和11年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名	年度	平成	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		30	元											
調布市総合計画	基本構想													
	前期基本計画							後期基本計画						
調布市福祉のまちづくり推進計画								本計画期間						
調布市地域福祉計画								計画期間						
調布市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画（確認中）														
調布市住宅マスタープラン								計画期間						
調布市総合交通計画	計画期間													
調布市バリアフリー基本構想								計画期間						
調布市自転車等対策総合計画	計画期間													
調布市高齢者総合計画 （老人福祉計画，介護保険事業計画）								計画期間						
調布市 障害者 総合計画	調布市障害者計画							計画期間						
	調布市障害福祉計画							計画期間						
	調布市障害児福祉計画							計画期間						
調布っ子すこやかプラン （調布市子ども・子育て支援事業計画）								計画期間						
調布市地域防災計画	計画期間（適宜，改定）													
調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）	計画期間													
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画								計画期間						

6 計画の策定体制

(1) 調布市福祉のまちづくり連絡会

福祉のまちづくりに関連する事業の所管課で構成される調布市福祉のまちづくり連絡会において、計画の検討を行いました。

(2) 調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を、市民参加により推進するために設置された調布市地域福祉推進会議において、本計画に関する進捗や計画（案）等について、適時に報告し、意見を伺いました。

(3) アンケート調査の実施（令和4年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

市内在住の市民（18歳以上）、高齢者（65歳以上）、障害のある方・障害児の保護者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

(4) グループインタビュー

本計画の参考資料とするため、障害者団体等へのグループインタビューを実施しました。

(5) パブリック・コメントの実施

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

7 SDGsの推進

SDGs（エスディー・ジーズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの間に達成すべき17のゴール（目標）が定められました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



日本では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりを進めています。この計画においても、調布市基本計画で定めたSDGsの目標を念頭に取り組んでいきます。

8 新たな総合福祉センターの整備について

市は、総合福祉センターの施設の経年劣化や機能の改善等の課題を踏まえて、現在、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めています。

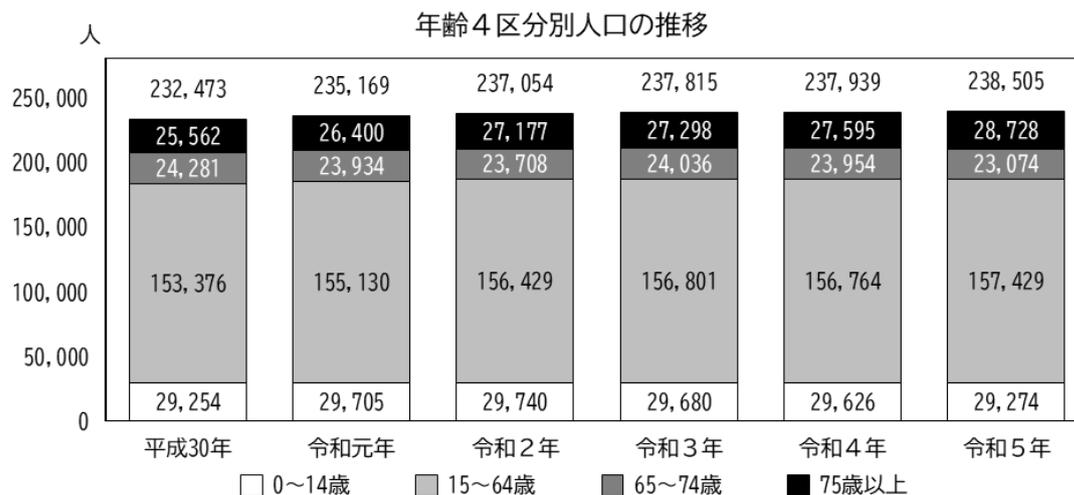
新たな総合福祉センターの施設整備に当たっては、調布市地域福祉計画・調布市高齢者総合計画・調布市障害者総合計画の「福祉3計画」及び調布市福祉のまちづくり推進計画との整合を図りながら、各計画の将来像や基本理念の具現化を目指すとともに、基本理念に掲げた「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、取組を進めます。

第2章 福祉のまちづくりの現状と課題

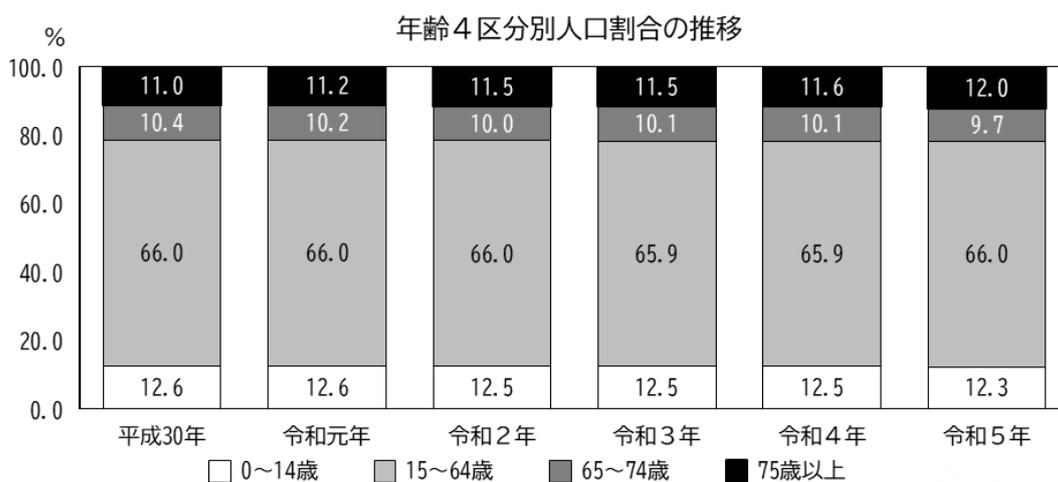
1 統計からみる市の状況

(1) 人口の状況

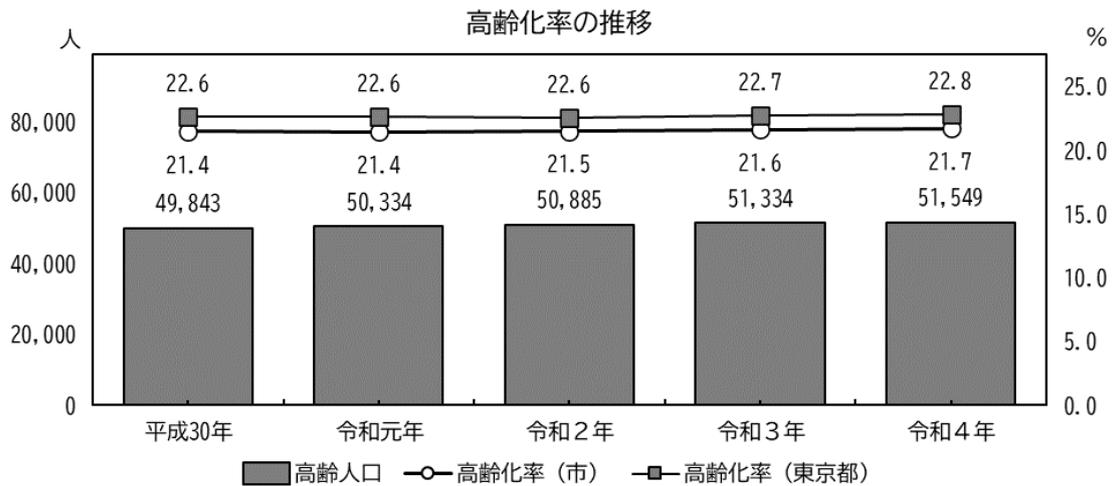
人口は平成30年から約6,000人増加し、令和5年は238,505人となっています。年齢4区分別では、0～14歳は横ばい、15～64歳は約4,000人増加、65～74歳は約1,200人減少、75歳以上は約3,000人増加しています。



年齢4区分別人口割合の推移をみると、0～14歳と65～74歳は微減ですが、75歳以上は増加しています。

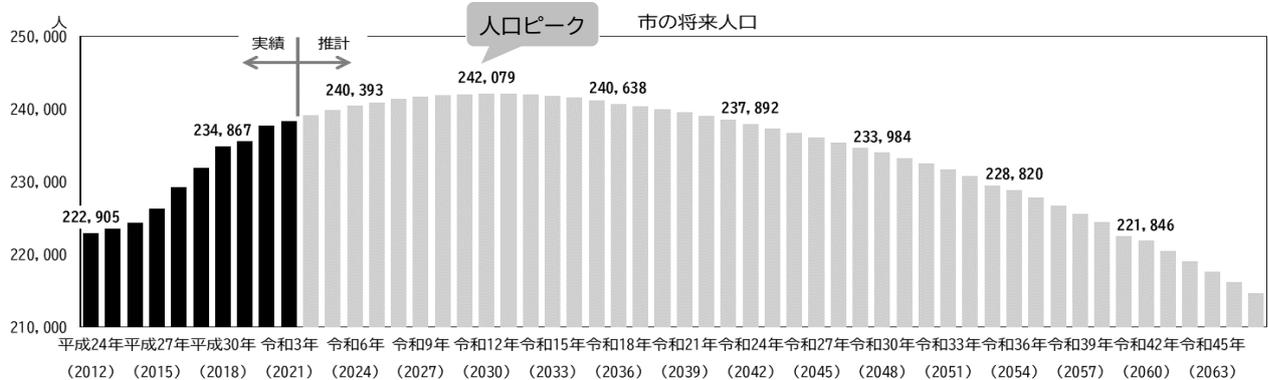


高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）はゆるやかに上昇し、令和4年は21.7%となっています。また、東京都に比べるとやや低く推移しています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

人口は平成30年から約6,000人増加し、令和5年は238,505人となっています。市の将来人口（令和3年10月1日を基準年とした推計）をみると、今後は増加数が徐々に縮小し、令和12（2030）年の242,079人をピークに減少に転じる見通しです。



※令和3年までは実績値（住民基本台帳人口（外国人を含む）（各年10月1日現在）） 資料：調布市基本計画

向こう20年の人口の動きをみると、0～14歳は2,500人程度、15～64歳は3,400人程度がそれぞれ減少します。

一方、65～74歳と75歳以上はどちらも1万人以上増加し、65歳以上人口は令和5年から26,000人程度増える見通しであり、令和27(2045)年の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は33.0%に上昇する見通しです。

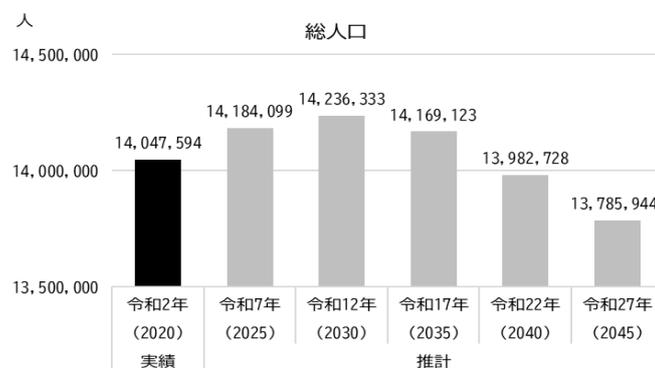
年齢4区分別人口(人)・割合(%)の推計

年齢区分	令和5年		令和27年(2045)		増減		
	人口	割合	人口	割合	人口	割合	
人口	238,505	-	236,048	-	-2,457	-	
0～14歳	29,274	12.3	25,891	11.0	-3,383	-1.3	
15～64歳	157,429	66.0	132,314	56.1	-25,115	-9.9	
65歳以上	51,802	21.7	77,843	33.0	26,041	11.3	
内訳	65～74歳	23,074	9.7	35,446	15.0	12,372	5.3
	75歳以上	28,728	12.0	42,397	18.0	13,669	6.0

資料：令和5年は住民基本台帳(1月1日現在)、令和27年は調布市の将来人口推計(令和4年3月)

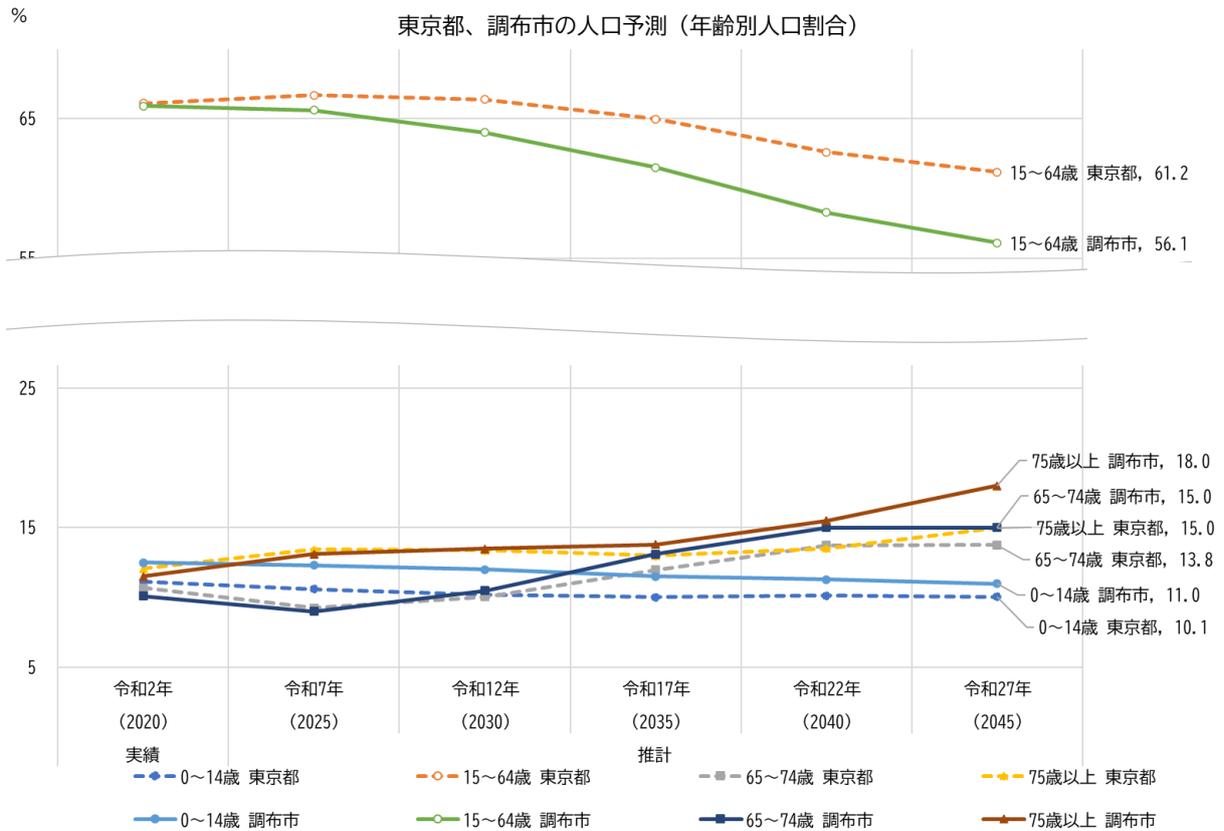
東京都の人口予測(令和2年国勢調査を基準年とした推計)では、東京都の人口も調布市と同じ令和12年頃をピークに減少に転じる見通しです。

東京都の人口予測



資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)

向こう20年の人口の動きを東京都と比較すると、15～64歳は東京都よりも速いスピードで減少します。65～74歳と75歳以上は令和17年（2035）頃から東京都を上回るスピードで増える見通しであり、高齢化が加速します。一方、0～14歳は東京都よりゆるやかに進む見通しです。

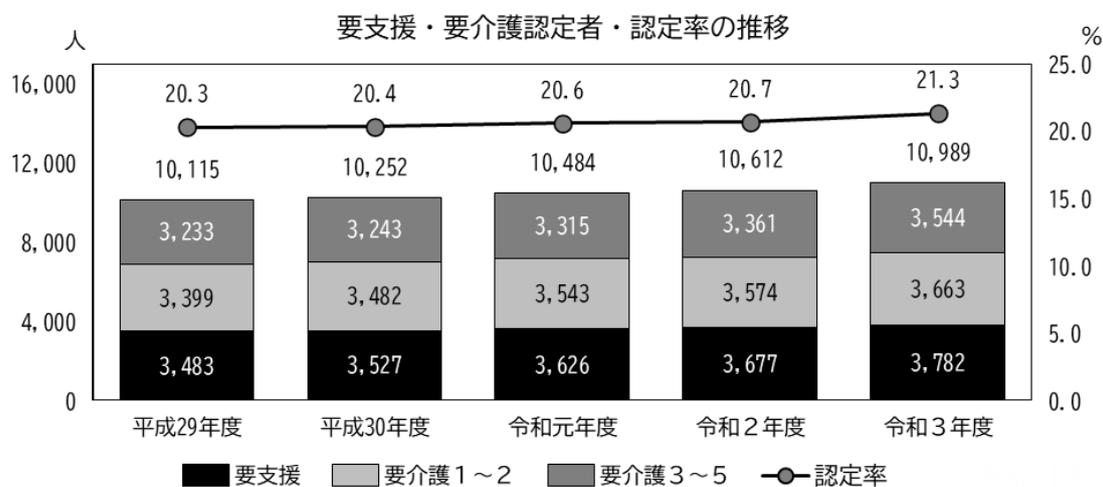


※令和2年（実績値）は、東京都が国勢調査、調布市が住民基本台帳人口（外国人を含む）（10月1日現在）

資料：東京都の人口予測(令和5年3月28日更新)，調布市基本計画

(2) 要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成29年度から約800人増加し、令和3年度は10,989人となっています。認定者数の増加に伴い認定率も上昇し、令和3年度は21.3%となっています。

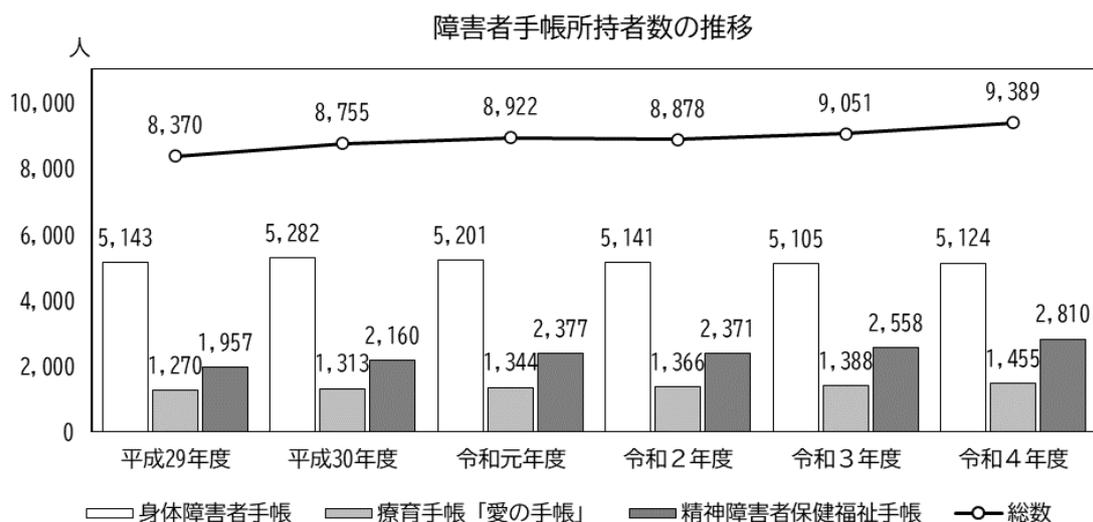


資料：調布市統計書（各年度3月31日現在）
住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

(3) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は、平成29年度から700人近く増加し、令和3年度は9,051人となっています。

平成29年度から療育手帳「愛の手帳」所持者数が118人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が601人増加しています。身体障害者手帳所持者数は令和元年度から少しずつ減少しています。



資料：調布市統計書（各年度3月31日現在）

2 前計画の進捗状況

前計画に位置付けた事業の平成30年度から令和5年度までの進捗状況から、目標毎に主な成果と今後への課題を整理しました。

I 心を育てるまちづくりの推進

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、パラハートちょうふの取組と連動しながら、イベント等でも障害者差別解消法の周知など、ハード・ソフトの両面から地域の環境づくりを進めた。 東京2020オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重視した教育活動を行った。 イベント、出前講座、研修、学校教育、障害者スポーツ等を通じて、人権啓発に関する事業を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> さらに幅広い分野で「パラハートちょうふ」の理念の普及を図る必要がある。

II 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人のための調布市暮らしのガイド」の発行（令和5年2月）や聴覚障害者等の社会参加支援としての手話通訳者及び要約筆記者の派遣等により、適切な情報発信を行った。 ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインの設置及び観光案内誘導標識の維持管理を計画通りに実施した。令和5年度に「調布市中心市街地公共サイン整備計画（調布駅／第2期）」を策定した。 誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるウェブアクセシビリティに配慮した運用している。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、令和2年3月からオンラインによるゆりかご調布面接、令和3年10月からは来所できない子育て家庭の方と顔が見える「すこやかオンライン相談」を開始した。 令和4年度から令和5年度にかけて産後ケア事業の利用施設の拡大とアウトリーチ型の土日利用を導入した結果、登録者が増加した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインや案内誘導標識の整備を進める必要がある。 より幅広い対象に届くよう、情報発信方法の多様化を図る必要がある。

III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児・者の地域社会との関わりを後押しする移動支援、福祉タクシー事業、外出時のガイドヘルパー派遣を行った。 ● ミニバス3路線の維持とともに、令和5年度に北部地域でデマンド交通（予約型乗合タクシー）の実証実験を実施した。 ● 高齢者や障害者の社会参加を後押しするため、シルバー人材センターの運営支援、障害者の一般就労及び職場定着の支援、市役所等における障害者雇用等を継続した。 ● 令和元年10月から日中一時支援の事業者登録要件を拡大した結果、事業登録者が増加した。 ● 三鷹市、府中市との3市共同事業である（仮称）調布基地跡地福祉施設及び第2まなびやの整備について検討を進めた。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉タクシー券の交付方法の見直し、新しい公共交通の導入など、より効果的な移動手段を検討する必要がある。 ● 地域や社会に参加する意思のある市民を後押しする環境づくりに向けて、一層進める必要がある。 ● 新型コロナウイルス感染症の影響で活動が自粛・縮小・休止となっている市民活動団体の活性化を支援する必要がある。

IV 住まい・施設等のまちづくりの推進

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障害者の住まいを確保する取組のほか、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、協力不動産店の増加と助成の拡充を図った。 ● 令和4年4月、バリアフリー化を促進する地区とその方針を定める「調布市バリアフリーマスタープラン」、移動等円滑化に向けた具体的な事業を位置付ける「調布市バリアフリー基本構想」を新たに策定した。 ● 市内の建築物、道路、公園・緑地等、市営公衆便所、商店街の施設、民間建築物等の整備・改修に合わせてユニバーサルデザインとバリアフリーを踏まえた機能向上を図った。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化したシルバーピアの契約満了を機に、高齢者住宅の在り方を検討する必要がある。 ● 道路に求められる様々な機能が効果的に発現できるよう、地域の特性に配慮しながら事業化に向けた検討を行う必要がある。

V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京都が首都直下地震や南海トラフ巨大地震等による被害想定を見直したことに伴い、調布市地域防災計画の改定に向けた取組を推進した。 ● 防災行政無線（同報系）のデジタル化整備が完了した。 ● 安全・安心マップの作成は終了し、子どもの危険予測能力の向上を図る学習するツールの貸出事業を新たに開始した。 ● 調布夜間安全・安心パトロール，調布子ども安全・安心パトロールは，市内をブロックに分け，複数の車両での巡回を実施している。 ● 高齢者宅への救急医療情報キット（*³）を令和5年3月末までに延べ13,000件あまり提供した。 ● 児童虐待防止センター事業を令和3年度から市の直営体制に移行した。また東京都のモデル事業である予防的支援事業を実施した。 ● 障害者の虐待防止のため，障害福祉施設職員向け研修や，調布市福祉人材育成センターのヘルパー養成研修等で周知を図った。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ，支援優先度が高い避難行動要支援者の個別支援計画の策定について，段階的に検討を進める必要がある。 ● 手口が年々巧妙化する特殊詐欺被害を防止するため，生活安全講演会のオンライン配信や動画配信等，多様な啓発活動の展開が必要である。 ● ヤングケアラーを早期に発見し，適切な支援につなげる取組，関係機関にヤングケアラーの認識を広める取組の充実が必要である。

³ 救急医療情報キット…緊急時に必要となる健康保険証の写し・服薬状況などの医療情報や，緊急連絡先等をあらかじめ記入した用紙を冷蔵庫に保管しておく筒型の容器。自宅での緊急時に，救急隊員がキットの中の情報を確認し，速やかな医療活動につながるため，65歳以上の方及び65歳未満の障害者の方に配付している。

3 市民の意向（市民福祉ニーズ調査結果）

対象：市民（18歳以上）、高齢者（65歳以上）、障害のある方・障害児の保護者
 実施結果：令和4年10月実施 調査人数6,000人 有効回答数3,129人（52.2%）

（1）市内のバリアフリー化の状況

①充実している（「とても充実している」＋「充実している」の合計）

市内のバリアフリー化の状況について『充実している』の回答は、市民、高齢者、身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、知的障害、精神障害、難病、障害児保護者ともに『公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター』と『車いすの方や乳幼児を連れた方など、誰もが使いやすいトイレ』を上位に挙げています。

なお、前回調査（令和元年）でも上位項目は同じです。

市内のバリアフリー化の状況／『充実している』の割合（nは回答者数、数値は％、無回答は非表示）

		1位	2位
市民		(N=815) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (43.4)	車いすの方や乳幼児を連れた方など、誰もが使いやすいトイレ (33.7)
高齢者		(N=1203) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (37.7)	車いすの方や乳幼児を連れた方など、誰もが使いやすいトイレ (23.9)
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	(N=213) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (40.8)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (22.1)
	身体障害（65歳以上）	(N=237) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (37.6)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (18.6)
	知的障害	(N=182) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (39.5)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (28.5)
	精神障害	(N=177) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (37.9)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (27.1)
	難病	(N=172) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (34.8)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (23.9)
障害児保護者		(N=130) 公共施設や病院などのスロープ、エレベーターやエスカレーター (50.7)	車いすの人や乳幼児を連れた人、介助者の同伴が必要な人など、誰もが使いやすいトイレ (41.6)

②充実していない（「あまり充実していない」＋「充実していない」の合計）

市内のバリアフリー化の状況について『充実していない』の回答は、どの対象者も、『歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく、十分に幅のある歩道や道路』が最も多くなっています。

一方、第2位は市民、高齢者、身体障害（64歳以下）、身体障害（65歳以上）、難病は『車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げるなど）』、知的障害、精神障害、障害児保護者は『高齢者、子ども連れの家族、障害や病気などがある人に対する人々の接し方や配慮』を挙げています。

なお、前回調査（令和元年）でも上位項目は同じです。

市内のバリアフリー化の状況／『充実していない』割合（nは回答者数、数値は％、無回答は非表示）

		1位	2位	
市民	(N=815)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく、十分に幅のある歩道や道路（69.7）	車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（52.8）	
高齢者	(N=1203)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく、十分に幅のある歩道や道路（63.2）	車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（46.3）	
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	(N=213)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（61.5）	車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（46.5）
	身体障害（65歳以上）	(N=237)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（56.9）	車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（40.9）
	知的障害	(N=182)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（46.7）	高齢者、子ども連れの家族、障害や病気などがある人に対する人々の接し方や配慮（34.6）
	精神障害	(N=177)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（49.1）	高齢者、子ども連れの家族、障害や病気などがある人に対する人々の接し方や配慮（36.7）
	難病	(N=172)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（54.0）	車いすの人や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（44.8）
障害児保護者	(N=130)	歩きやすいように障害物が取り除かれ、段差や凹凸が少なく十分に幅のある歩道や道路（57.6）	高齢者、子ども連れの家族、障害や病気などがある人に対する人々の接し方や配慮（43.1）	

(2) 心のバリアフリーの普及状況

①障害や病気への差別や偏見，配慮のなさを感じる場面

障害や病気への差別や偏見，配慮のなさを感じる場面について，身体障害（64歳以下）は「交通機関や建物のつくりの配慮」，身体障害（65歳以上）と難病は「特に感じない」，知的障害は「まちなかでの人の視線」，精神障害は「仕事や収入」，障害児保護者は「教育・保育の機会」がそれぞれ最も多くなっています。

障害や病気への差別や偏見，配慮のなさを感じる場面（nは回答者数，数値は%，無回答は非表示）

		教育の機会※	仕事や収入	民間の習いごと・教室	近所付き合いや地域の行事・活動	店での扱いや店員の対応・態度	まちなかでの人の視線	交通機関や建物のつくりの配慮	行政職員の対応・態度	その他	特に感じない	無回答
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	8.9	23.0	-	4.7	16.9	23.0	29.1	9.9	8.5	28.6	7.5
	身体障害（65歳以上） (N=237)	3.0	4.2	-	4.6	8.4	6.3	19.0	5.1	2.1	53.2	16.5
	知的障害 (N=182)	15.9	29.7	-	15.4	14.8	32.4	11.0	8.2	1.6	29.7	13.7
	精神障害 (N=177)	10.2	37.9	-	11.9	13.0	17.5	15.3	8.5	6.8	29.4	11.9
	難病 (N=172)	5.8	11.6	-	4.7	6.4	9.3	19.8	5.8	2.9	47.7	17.4
障害児保護者 (N=130)		50.8	-	39.2	16.9	10.0	34.6	19.2	6.9	6.9	19.2	2.3

※障害児保護者アンケートの選択肢は「教育・保育の機会」

②心のバリアフリーの普及に必要な取組

病気・障害・国籍・生活習慣などの違いによる心理的な障壁を取り除く（心のバリアフリー）ために特に必要な取組について、どの対象者も「学校において、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育」もしくは「学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実」が最も多くなっています。

心のバリアフリーの普及に必要な取組（nは回答者数，数値は%，無回答は非表示）

		1位	2位
市民 (N=815)		学校において、お互いを理解し、思いやる心を醸成するための教育 (58.3)	わかりやすい、使いやすい情報の提供 (52.4)
障害者 (18歳以上)	身体障害 (64歳以下) (N=213)	学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (52.6)	わかりやすい情報発信 (37.6)
	身体障害 (65歳以上) (N=237)	学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (40.1)	わかりやすい情報発信 (34.6)
	知的障害 (N=182)	学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (44.0)	わかりやすい情報発信 (29.7)
	精神障害 (N=177)	学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (49.7)	わかりやすい情報発信 (40.7)
	難病 (N=172)	学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (48.3)	わかりやすい情報発信 (41.9)
障害児保護者 (N=130)		学校における、お互いを理解し、思いやる心を育てるための教育や、障害者などさまざまな人と触れ合う機会の充実 (71.5)	わかりやすい情報発信 (46.2)

(3) 市の保健福祉情報の情報入手先

市の保健福祉施策（サービス）に関する情報の入手先は、市民、身体障害（64歳以下）、精神障害、難病、障害児保護者ともに「市の広報紙・チラシ」が最も多く、次いで「市のホームページ」となっています。

身体障害（65歳以上）、知的障害は「市の広報紙・チラシ」が最も多く、次いで「特にない、情報は入手していない」となっています。

市の保健福祉施策（サービス）に関する情報の主な入手先（nは回答者数、数値は％、無回答は非表示）

		市のホームページ	市の広報紙・チラシ	市役所・相談機関などの窓口	テレビ（ケーブルテレビを含む）	家族、友人・知人からの口コミ	SNS	その他	特にない、情報は入手していない	無回答
市民 (N=815)		32.0	61.7	3.2	4.4	12.5	8.0	0.5	20.9	1.7
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	37.1	46.5	17.4	3.8	12.7	8.9	3.8	21.6	3.8
	身体障害（65歳以上） (N=237)	18.6	49.4	11.4	1.3	16.5	2.1	1.3	26.2	10.1
	知的障害 (N=182)	13.7	36.3	11.0	4.9	22.5	4.9	2.2	29.1	12.1
	精神障害 (N=177)	26.0	45.8	27.1	5.6	11.9	6.8	4.5	22.6	6.2
	難病 (N=172)	37.2	49.4	7.0	4.1	9.3	10.5	0.6	17.4	7.6
障害児保護者 (N=130)		50.8	56.9	16.2	3.1	29.2	14.6	5.4	7.7	0.8

(4) 災害時への備えの状況

①避難場所・避難経路・警戒区域などの確認状況

避難場所・避難経路・警戒区域などを「確認している」割合は、高齢者と難病は7割、身体障害（64歳以下）と身体障害（65歳以上）は6割、障害児保護者は8割を超えています。一方、知的障害、精神障害は「確認していない」の割合が5割前後と多くなっています。

避難場所・避難経路・警戒区域などの確認状況（nは回答者数、数値は%，無回答は非表示）

		確認している	確認していない	無回答
高齢者 (N=1203)		71.8	24.3	3.9
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下） (N=213)	63.8	33.3	2.8
	身体障害（65歳以上） (N=237)	66.7	30.4	3.0
	知的障害 (N=182)	45.6	50.5	3.8
	精神障害 (N=177)	45.8	47.5	6.8
	難病 (N=172)	74.4	20.9	4.7
障害児保護者 (N=130)		84.6	13.8	1.5

②緊急時の避難情報の入手先

緊急時の避難情報の入手先は、高齢者、難病、障害児保護者は「調布市防災・安全情報メール」、身体障害（64歳以下）は「SNS（市の公式アカウントを含む）」が最も多く、一方、身体障害（65歳以上）、知的障害、精神障害は「わからない」が最も多くなっています。

緊急時の避難情報の入手先（nは回答者数，数値は%，無回答は非表示）

		防災行政無線	調布市防災・安全情報メール	調布FM	市ホームページ	ケーブルテレビ	SNS（市の公式アカウントを含む）	その他	わからない	無回答	
高齢者		(N=1203)	33.8	36.7	6.2	18.2	13.1	11.9	4.5	18.0	7.0
障害者 (18歳以上)	身体障害（64歳以下）	(N=213)	7.0	17.4	1.4	12.2	7.5	24.9	7.5	17.4	4.7
	身体障害（65歳以上）	(N=237)	18.6	18.6	0.8	7.6	9.3	6.3	5.5	24.1	9.3
	知的障害	(N=182)	6.6	19.2	2.7	2.7	7.7	16.5	3.8	36.3	4.4
	精神障害	(N=177)	9.0	10.7	2.3	11.3	5.1	23.2	6.8	25.4	6.2
	難病	(N=172)	12.2	22.7	2.9	9.3	4.7	21.5	4.1	13.4	9.3
障害児保護者		(N=130)	6.2	53.8	0.0	10.8	1.5	19.2	1.5	4.6	2.3

4 団体等グループインタビューの主な意見

◎団体の活動で困っていること、今後の活動に向けた課題

■組織運営

- 会員数の減少、会員の高齢化、活動資金の確保が課題である。
- 幹事の成り手がいない、次期役員の選出が困難である。

■活動上の課題

- リーダー不足や働く保護者の増加により、活動が難しくなっている。
- イベントや販売活動のために専門ボランティアの協力が必要である。

◎日常生活の中で感じる困難事例

(1) 住まい

■賃貸・転居

- 主な家族構成員が聴覚障害のみの場合、家を借りるのを断られるケースがある。
- 家を借りる際、仲介業者は問題ないが、障害のために大家に断られることが多い。

■バリアフリー設備

- 転倒防止のために階段の手摺りが必要だが、賃貸住宅では取付が難しい場合もある。

■近隣との関係

- 子どもの行動障害や騒音により、近隣から苦情が来ないか心配である。
- 多動な障害児で、マンション住民から足音の苦情があった。

(2) 外出時

■休憩場所、授乳

- スーパーなどに授乳室、離乳食を食べさせるスペースが欲しい。

■通院支援

- 母親が通院時に、子どもの保育、通院補助を望む。

■子どもの安全、トイレ

- 屋外の一時停止すべき所に足跡マークがあると少しは効果的と思う。

■施設のバリアフリー化

- 新設する公共施設等には、手摺り、点字ブロック、ウォーク&モバイル(*⁴)を敷設してほしい。

⁴ ウォーク&モバイル…視覚障がい者歩行サポートシステムのこと。視覚障がい者向けの歩行支援ツールであり、点字ブロックを利用して音声案内を聞くことができる。

■アクセスの制約

- 飲食店や床屋などで、店内の狭さを理由に入店を断られたり、タクシーで乗車を断られることがある。

(3) 教育・保育

■障害児の教育支援

- 公立一般学校へ通う聴覚障害の子どもたちには音声認識やパソコン要約筆記、手話通訳などの情報保障が不可欠であるが、サポートが不足している。
- 精神疾患について学校教育で取り上げてほしい（高校の教科書には掲載。保健体育の授業にて）。自分の病気を知ることにより、生きづらさが和らぐ。

■親の支援

- 同じような状況を共有できる仲間を見つけるために、サポートグループや情報交換が重要である。また、サポートする親が高齢化している。
- 障害者の雇用が長続きしない問題があり、雇用先が病気について理解を深める必要がある。
- 作業所は本人にとって社会参加の場、保護者・家族にとってはレスパイトの時間としてとても重要である。

■趣味（生活）

- 親子で映画を観るのが好きだが、子どもが声を出してしまうため、途中退席しなければならなかったことがある。大きなスクリーンで気兼ねなく観る機会があれば参加したい。

◎地域・社会での活動に関する合理的配慮など

■地域生活

- 自治会の人達と普段からの顔合わせができれば、暮らしに安心感をもたらす。

■子育て

- 重度障害児の余暇活動機会が不足している。重度だからこそ、家族のためにも、サービス利用や活動参加の条件をなくし、行政が支援を拡充してほしい。

■外出時

- 公共交通機関において、障害者用ICカードの普及、ICタッチの際の声掛け、切符の購入などの手助けをしてほしい。
- 盲導犬の同行が制限される店舗があるが、できれば同行可能にしてほしい。

■社会生活

- 精神疾患に対する理解不足や偏見がある。
- 障害者への配慮、家族の理解、他者への関心が必要である。

■医療・健診

- 医療機関において、障害者の特性を理解し、丁寧な対応を願う。

■子どものうちからの交流

- 小さいうちから障害児と健常児の交流を通じて差別や偏見を減らしてほしい。

◎障害者にとって暮らしやすい調布市になるために重要なこと

(1) 相談，サービス

■相談やサービスの周知

- 市役所や地域センターなどに相談やサービスの情報を掲示，ポスターやリーフレットを配布，ホームページやSNSで情報発信，相談先の一覧表やアプリを提供してほしい。

■相談窓口

- 相談内容によっては複数の機関や事業所を跨ぐため，相談窓口の連携も重要である。
- 地域の身近な存在である民生委員との連携を強化することで，障害者や家族が相談やサービスを受けやすくなる。

■柔軟・個別の支援

- 障害児・者によって状況は異なるため，障害児・者や家族の一人ひとりの特性やニーズに合わせて支援内容や方法を検討する必要がある。

■その他

- 障害児が気軽に遊びや学びの場として児童館の充実を図り，障害児の地域での生活を支えてほしい。

(2) 教育・保育，就労，趣味

■余暇活動，交流

- 高齢者を含む地域住民の花壇づくりを普及し，高齢者や子ども・教員の交流を促進することが必要である。

■保育，学校教育

- 保護者の就労支援やレスパイト支援を強化してほしい。
- 障害児者との交流を増やし，未来の調布をより住みやすいまちを望む。

■就労，訓練

- 病気に対する職場の理解と協力が必要である。

(3) 緊急時，災害時

■避難所のアクセシビリティ（利用環境）

- 障害者やその家族が避難所生活をしやすいように、避難所内に落ち着いて過ごせるスペースや支援員を配置してほしい。

■地域とのつながり

- 地域での訓練や社会教育活動への参加を奨励し、地域コミュニティが協力し合っ

て非常事態に備えることが必要である。

■災害時への備え

- 外出時に災害が発生した際はパニックになるため、街中に災害情報や避難場所の表示が必要である。

(4) デジタル活用策

■活用のアイデア

- 疾患により外出が難しい場合があるため、地域のイベントなどでオンライン参加を可能にする仕組みが重要である。
- GPSアプリの使用で迷子になるリスクを軽減でき、安心して外出できる。

■情報アクセシビリティ（利用環境）向上

- 市内の施設や病院、店舗にタブレットを設置し、遠隔通訳を可能にする。

■デジタルデバйд対策

- セルフレジやカード支払いなど、一人では難しい支払い方法に対するサポートが必要である。

■情報の適切な提供

- マイナンバーカードに迷子時に役立つ情報を加えてほしい。

(5) 市民，地域，市に対して

■多様性の理解，配慮，社会参加

- 車いす利用者や聴覚障害者などに対する理解と配慮を深め、社会参加を促進する必要がある。

■支援，相談

- 障害者の行動や生活リズムは異なるため、声掛けや手助けの方法は個別に配慮が必要である。

■市民の理解，環境づくり

- 障害者とその家族も地域社会での積極的な参加を模索している。
- 自治会やそれに準ずるような活動の情報をわかりやすく提供してほしい。
- 障害児者との交流の機会を増やし、共生社会の実現を目指すことが重要である。

その他の意見・提案

■情報の効率的な共有

- 手話通訳や音声ガイドなどの合理的配慮を拡充し、障害者も健常者と同じように社会参加できる環境を整える必要がある。

■健康・医療

- 医療と福祉の連携を強化してほしい。

■福祉への関心

- 障害者に対する理解を深め、障害者が健常者とともに生きやすい社会を実現するために、教育や地域活動などを通じて障害者への関心を高める取組が必要である。

■子育て支援

- 市で主催される講座や児童館、保育園などは充実しており、子ども連れに優しい環境と感じている。

■その他

- 災害や障害など、困っている人を助けたいと思っている人が多いので、ボランティアや支援の機会を増やしてほしい。
- 親が高齢化した場合、サポートする機関が必要である。

5 福祉のまちづくりを取り巻く課題

課題1 障害者等への理解促進について

- 高齢者、障害児・者、子ども、若者など、全ての市民が生きづらさを感じることなく、本人の意志で自由に社会参加ができるよう、あらゆる分野で「パラハートちょうふ」の理念を具現化し、一人一人が認め合えるまちづくりに取り組む必要があります。
- 全ての市民がお互いに思いやる心を学ぶ機会や交流する機会を増やしていく必要があります。

課題2 情報のバリアフリー化について

- 情報の入手が困難な人でも必要な情報が必要な時に確実に届くよう、情報格差を解消するデジタルデバイド対策を行いながら、多様な方法で、市民の暮らしを支える情報を発信していく必要があります。
- ユニバーサルデザインに配慮した誘導サインや案内誘導標識の整備を進める必要があります。
- 「行政内部のデジタル化」とともに、誰もが必要な時に必要な情報を活用できる「地域社会のデジタル化」、いつでも行政サービスを楽しむ「行政サービスのオンライン化」を段階的に進める必要があります。

課題3 移動・社会参加・協働について

- 移動に不便さを抱える人も円滑に移動できるよう、地域特性に応じた公共交通ネットワークの構築と効果的な移動手段の確保を進める必要があります。
- 地域社会と協力し、就労に困難さを抱える人の就労支援、社会的孤立を防ぐ社会参加の促進、市民主体の地域活動の活性化に向けて継続的に取り組む必要があります。
- 医療的ケアを含む重症心身障害児・者が地域で暮らし続けるための新たな拠点整備を着実に進める必要があります。

課題4 住まい・施設等の生活基盤について

- 市内でいつまでも安心して暮らすことができるよう、多様な利用者にとって使いやすい環境の整備やサービスの提供などに取り組む必要があります。
- 歩道、道路、公園・緑地等のバリアフリー化を計画的に進めること、また、安全・快適で、かつ、憩いやにぎわいが創出される、全てにとって魅力ある都市空間の形成を進める必要があります。

課題5 安全・安心について

- 地域住民の安全を守る防災対策を地域全体で継続するとともに、国や東京都における避難行動要支援者の支援体制の整備等に関する動向を注視しながら取組を進める必要があります。
- 市民一人一人の交通安全・防犯意識を高める多様な啓発活動の展開とともに、地域を挙げて事故や犯罪の起こりにくいまちづくりを進める必要があります。
- 社会的孤立や支援につながない状況を見逃さないよう、日頃から地域住民同士の支え合いが広がり、人権が守られる明るい地域社会の形成を引き続き進める必要があります。

第3章 福祉のまちづくりの基本的方向

1 基本理念

本条例では、「高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現すること」を私たちの願いとして謳っています。また、調布市基本構想、調布市地域福祉計画、調布市バリアフリー基本構想では、それぞれ次のような将来像や基本理念を掲げています。

○調布市基本構想【まちの将来像】

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

○調布市福祉3計画の共通事項【将来像】(地域福祉計画, 高齢者総合計画, 障害者総合計画)

みんなで支え合う, 誰一人取り残されない, ともに生きるまち

○調布市バリアフリー基本構想【基本理念】

みんなの“からだ”と“こころ”にやさしいまち 調布

これらの思いや福祉のまちづくりの現状等を踏まえ、調布市の福祉のまちづくりの推進に向けて、次のとおり基本理念を掲げます。

基本理念

みんなが 安心してともに生きる
こころにやさしい 福祉のまちづくり

2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つを基本目標と定め、総合的・計画的に福祉のまちづくりを推進します。

I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進

誰もがいきいきと自分らしく生活できるよう、互いを認め合い、ともに生きる社会に向けて、多様な普及啓発活動と分野間連携をとおして、障害や多様性への理解促進と偏見・差別の解消に向けて、市民一人一人に心のバリアフリーの浸透を図ります。

II 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進

情報の入手が困難な人でも必要な情報を入手でき、日々の生活を安心して送ることができるよう、障害者・外国人等に配慮した情報提供とコミュニケーション支援、まちなかでのわかりやすい標識や公共サインの設置、暮らしを支える情報提供の充実を進めます。

III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

誰もが安全で快適に移動・外出し、いきいきと生活できるよう、移動手段・支援の充実、就労と日中活動の支援と拠点整備による社会参加の促進、協働による地域づくりを進めます。

IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進

誰もが安心して快適に、日々の生活を送ることができるよう、住まいの確保と入居支援の充実、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまち全体の施設整備、インフラ設備・公共施設等の安全対策の充実を進めます。

V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進

誰もが安全・安心に生活できるよう、自助・共助・公助が相互に機能する災害時の防災対策と交通安全・防犯対策、障害者や子どもの見守りと人権を守る地域ネットワークと緊急時のサポートによる安心できる暮らしの支援を進めます。

3 施策体系

基本理念

みんなが 安心してともに生きる
 こころにやさしい 福祉のまちづくり

施策

取組方針

I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進	I-1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進
II 誰でもスムーズに情報を受取ることができるところのまちづくりの推進	II-1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備
	II-2 まちなかでの情報提供の充実
	II-3 情報提供内容の充実
III 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進	III-1 移動支援
	III-2 社会参加支援
	III-3 協働による地域づくり
IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けたまちづくりの推進	IV-1 住まいの支援
	IV-2 ユニバーサルデザインの施設の推進
	IV-3 施設等の安全対策の充実
V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進	V-1 災害時の防災対策の推進
	V-2 交通安全・防犯対策の推進
	V-3 安心の暮らしの支援

第4章 施策の展開

I 心を育て、ともに生きるまちづくりの推進

I-1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進

基本方針

市民に障害や多様性に対する関心と理解を促すため、文化芸術やスポーツ等とも連動しながら、多様な方法で普及啓発を図るとともに、新たな条例の制定や学校教育を通じて、一人一人の心のバリアフリーの推進に市全体で取り組みます。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



障害者に関する情報を積極的に発信し、市民の理解を深める工夫が必要だと思っています。

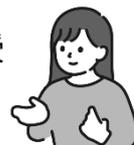
ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発(*次頁で紹介)、パラハート月間、障害当事者講師養成研修を通じて、市民の理解を深める取組を進めていきます。



市内の小・中・高校で学年毎に障害について学べる仕組みをつくり、障害の種類や特性、社会生活上の課題などの理解を深めることが大切だと思います。

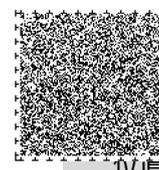
障害者に関する正しい知識や理解を深めるための授業や講演会を実施してはいかがでしょうか。

調布市立小・中学校において、人権教育の一環として障害理解に関する授業を実施しています。



◎ヘルプカード・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。



事業名	「パラハート月間」普及啓発事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 市の共生社会推進に係るキャッチフレーズ「パラハートちようふ～つなげよう，ひろげよう，共に生きるまち～」を活用し，毎年12月3日～9日の「障害者週間」を含む12月の1か月間を「パラハート月間」と位置付け，障害理解推進のための普及啓発活動を行うもの
これまでの取組	令和3年より新たに12月を「パラハート月間」と位置付け，調布駅前広場の活用や，市内障害児・者施設との連携による普及啓発活動，動画制作・公開による広報活動を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き市民全体の障害理解の推進へ向けて，多様な方法による広報・普及啓発活動の充実を図る。

事業名	「(仮称)手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」の検討
担当課	障害福祉課
概要	○ 2025年に開催されるデフリンピック東京大会において，調布市でバドミントン競技が行われることを機会に，手話が言語であると認める基本理念を定め，手話の理解及び普及を図るとともに障害者の意思疎通の充実を図り，共生社会の充実を目指すことを目的として，条例制定に取り組む。
これまでの取組	条例の検討委員会を設置し，令和5年11月より検討を開始した。(※R5.10.23時点予定)
今後の目標 (令和6～11年度)	検討委員会の議論を進め，条例の制定を目指す。条例制定後は市民全体への理解促進を図る。

事業名	障害者差別解消法の普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害者差別解消法について、市民及び市職員に対し、法の趣旨と障害者への合理的配慮について普及啓発を行う。
これまでの取組	<p>市職員に対し、新人職員と全職員向けに、毎年度各1回研修を実施している。</p> <p>市民向けには、出前講座メニューに設定し、一般企業等からの研修依頼も、障害福祉課職員が出向いて実施している。</p> <p>また調布市福祉人材育成センターのヘルパー養成研修等で、障害者差別解消法について周知している。</p> <p>障害者差別解消支援地域協議会を年3回開催（障害者地域自立支援協議会を含む。）し、障害者差別解消法関連の相談事例を共有し、合理的配慮について学び、周知している。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き事業を実施する他、イベント等での障害者差別解消法の周知、個別相談の丁寧な対応を行い、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進める。</p> <p>パラハートちょうふの取組と連動しながら、共生社会の充実を目指す。</p>

事業名	精神保健福祉に関する普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○ 精神疾患の理解を深め、市民のメンタルヘルスの向上に寄与するとともに、罹患や再発を予防し、安定した地域生活を送れるよう、こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する普及啓発を行う。
これまでの取組	こころの健康支援センターにて、定期的に精神保健福祉に関する講演会やセミナーを開催した。 また情報誌「C o C oだより」を1,600部発行（講演会のある月は1,700部）し、広く市民に情報提供することができた。 新型コロナウイルス感染症の影響により、講演会を会場受け入れとネット配信というハイブリッド形式にしたため1,000人近い申し込みがあった。 そのアクセス数も令和2年度末で50,000回を超え、その後も増えている。
今後の目標 (令和6～11年度)	従来の取組に加え、より効果的な情報発信の方法を検討し、市民の精神保健福祉に関する理解を深めていく。

事業名	ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発
担当課	障害福祉課
概要	○ 必要な支援や配慮を周囲の方へお願いするためのヘルプマークが掲載されたヘルプカードを作成し配布する。また、ヘルプマークの普及啓発を図る。
これまでの取組	障害福祉課窓口にて新規障害者手帳交付者等を対象にヘルプカードの配布を行った。 【ヘルプカード配付数】 平成30年度 368人 令和3年度 385人 令和元年度 225人 令和4年度 479人 令和2年度 343人
今後の目標 (令和6～11年度)	ヘルプカードの配布と普及啓発継続するとともに、カードの内容等の見直しの必要性について検討を行う。

事業名	文化芸術の振興を通じたパラハートちょうふの普及啓発
担当課	文化生涯学習課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の福祉作業所や特例子会社等で制作されたアート作品を展示する「パラアート展」を開催し、障害者の文化芸術の振興及び展示を通じた障害理解の促進を図る。 ○ また、パラアート展を核として、多様な主体との連携、共創により、取組を効果的に発信することで「パラハートちょうふ」の理念の一層の推進を図る。
これまでの取組	東京2020大会の開催を契機に、障害者のスポーツのみならず、文化芸術の発展につなげるため、平成29年度から、市内の福祉作業所や特例子会社等で制作されたアート作品を展示する「調布市パラアート展」を開催している。
今後の目標 (令和6～11年度)	パラアート展を核として、福祉団体はもとより、民間事業者や文化・コミュニティ振興財団など多様な主体との連携の下、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けた取組を実施する。

事業名	パラスポーツの普及啓発
担当課	スポーツ振興課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドッチビー等のニュースポーツ（*⁵）に加え、パラリンピック競技であるボッチャを出前講座やスポーツイベントを通じて普及啓発を行う。 ○ 「調布市障害者スポーツの振興における協議体」における取組を引き続き実施し、当事者及び関係者の支援や障害者の運動機会を創出する。 ○ 東京都パラスポーツトレーニングセンターでのパラスポーツ普及啓発に資する取組について周知を図るとともに、同センターと連携した取組についても検討する。 ○ 武蔵野の森総合スポーツプラザや日本車いすバスケットボール連盟との連携事業、スポ育®（日本ブラインドサッカー協会との連携事業）などのパラ教育、障害者スポーツ体験

⁵ ニュースポーツ…触れ合いと楽しみを追及する比較的新しいスポーツ種目の総称。

	<p>会，東京都市町村ボッチャ大会を継続して実施し，パラスポーツの普及・啓発を図る。</p>
<p>これまでの取組</p>	<p>小学校授業内でのボッチャ指導（スポーツ推進委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 2回 ・令和元年度 1回 ・令和2年度 1回 ・令和3年度 3回 ・令和4年度 4回 <p>障害者スポーツ体験会の実施（スポーツ振興課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 204人参加 ・令和元年度 169人参加 ・令和2年度 新型コロナウイルスの影響により中止 ・令和3年度 134人参加 ・令和4年度 300人参加 <p>障がいのある人もない人もみんなで楽しもう！交流会</p> <p>※令和4年度～「パラスポーツ・ボッチャ 調布市交流会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 180人参加 ・令和元年度 281人参加 ・令和2・3年度 新型コロナウイルスの影響により中止 ・令和4年度 36人参加 <p>調布市障害者スポーツの振興における協議体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度（設置） 3回 ・令和2年度 2回・事業3回 ・令和3年度 1回・事業1回 ・令和4年度 2回・事業6回
<p>今後の目標 （令和6～11年度）</p>	<p>スポーツ協会や調和SHC倶楽部，スポーツ推進委員をはじめ，東京都や近隣自治体，東京都障害者スポーツ協会，障害者スポーツの関連団体，また様々な競技団体やトップスポーツチームなど，多様な主体との連携を図りながら，ニュースポーツの普及・啓発に加え，パラスポーツの振興を通じて共生社会の充実を図る。</p>

事業名	人権啓発事業
担当課	市民相談課
概要	○ 人権擁護委員と連携して各種啓発事業に取り組む。
これまでの取組	<p>①子どもたちからの人権メッセージ発表会 ②人権の花運動 ③全国中学生人権作文コンテスト東京都大会 ④「多文化共生を目指して(ハートフルミニコンサート)」(オリ・パラ関連(令和3年度までの)時限事業)</p> <p>各年度における参加校・参加者数</p> <p>平成30年度 ①3校 ②2校 ③1,527人 ④65人 令和元年度 ①3校 ②2校 ③1,535人 ④54人 令和2年度 ①中止 ②中止 ③中止 ④中止 令和3年度 ①3校 ②2校 ③1,499人 ④中止 令和4年度 ①3校 ②2校 ③1,611人</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、人権尊重の思想の普及啓発など人権擁護活動を行う人権擁護委員と連携・協力し、人権啓発のための各種事業の推進に取り組む。

事業名	小中学校での心のバリアフリー教育の推進
担当課	指導室
概要	<p>○ 道徳の時間を要として、各学校における教育活動全体を通じて行う道徳教育を実施する。</p> <p>○ オリンピック・パラリンピック教育における障害者理解教育を推進する。</p> <p>○ 特別支援教育の充実を図る。</p>
これまでの取組	校内通級教室，特別支援学級の教員，特別支援教育コーディネーター，スクールサポーター，特別支援教室専門員，特別支援学級支援員対象の研修を実施した。
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き，事業を実施し，「共生社会を生きる」「多様性を認める」「学校2020レガシー」を重視した教育活動を図る。</p> <p>また，特別支援教育の専門性向上推進，校内通級教室及び特別支援学級の教員の資質向上のための研修の充実を図る。</p>

事業名	地域防災力の向上																								
担当課	総合防災安全課																								
概要	<p>○ 自治会や地区協議会，防災市民組織など地域における多様な共助組織がそれぞれ有機的な連携が図ることによる災害対応能力の向上や市民の防災意識の向上を図るため，防災教育の日や総合水防訓練，総合防災訓練等の各種訓練を実施するとともに，防災講演会，出前講座を実施している。</p> <p>○ 防災市民組織の育成及び充実を図ることで，市民の防災意識啓発を図る。</p>																								
これまでの取組	<p>【各種訓練】</p> <p>防災教育の日の訓練，総合水防訓練，総合防災訓練・防災フェア（※防災フェアは令和4年度から）を実施した。</p> <p>総合水防訓練，総合防災訓練とも，観覧席に手話通訳者を配置して会場アナウンスの同時通訳を実施し，会場内に車椅子トイレを配置してバリアフリーにも配慮して実施した。</p> <p>地域で実施している防災訓練に市の避難所担当職員が参加し，顔の見える関係づくりを行った。</p> <p>【出前講座実施回数】</p> <table> <tr> <td>平成30年度</td> <td>26回</td> <td>令和3年度</td> <td>16回</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>22回</td> <td>令和4年度</td> <td>21回</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>16回</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【防災市民組織登録数】</p> <table> <tr> <td>平成30年度</td> <td>124団体</td> <td>令和3年度</td> <td>139団体</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>132団体</td> <td>令和4年度</td> <td>142団体</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>136団体</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成30年度	26回	令和3年度	16回	平成31年度	22回	令和4年度	21回	令和2年度	16回			平成30年度	124団体	令和3年度	139団体	平成31年度	132団体	令和4年度	142団体	令和2年度	136団体		
平成30年度	26回	令和3年度	16回																						
平成31年度	22回	令和4年度	21回																						
令和2年度	16回																								
平成30年度	124団体	令和3年度	139団体																						
平成31年度	132団体	令和4年度	142団体																						
令和2年度	136団体																								
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，各種訓練を実施するとともに，防災市民組織の活動支援や出前講座の実施，防災フェアをとおして，市民の防災意識啓発に努める。																								

事業名	カラーバリアフリー（* ⁶ ）の推進
担当課	福祉総務課
概要	○ 色による識別が困難な方への配慮として、カラーバリアフリーの普及・啓発を行う。
これまでの取組	ホームページに色弱者の特性やカラーバリアフリーの必要性を掲載した。 併せて、先進自治体が作成した色遣い等のガイドラインを紹介し、市民に対してカラーバリアフリーの普及・啓発を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、ホームページ等を通じてカラーバリアフリーの普及・啓発を行う。 また、色弱者に対する職員の理解を深めるための周知を行っていく。

⁶ カラーバリアフリー…色覚異常、白内障、緑内障など、色による識別が困難な方にも情報がきちんと伝わるよう、色使いに配慮すること。色だけに頼らなくともわかるような形で違いを表現するなどの工夫も含む。

事業名	ユニバーサルデザインの視点でのタウンウォッチングセミナー事業
担当課	人事課
概要	○ 視力や自力での歩行が不自由な方の模擬体験として、職員が車いす乗車やアイマスク装着をし、市内を歩くほか、公共施設を見学するもの。その後、公共機関の設備等の利便性、安全性、まちづくりのあり方について利用者の視点に立った検証を行い、行政サービスにおける様々な立場の方への配慮に対する意識の醸成を図る。
これまでの取組	調布市社会福祉協議会市民活動支援センターから講師を派遣し、アイマスク・車いす乗車、色弱メガネや視野狭窄メガネ等体験を実施した。また、講師の体験談を聞き、グループ討議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度 受講者数 49人 ・令和元年度 受講者数 28人 ・令和2年度 中止 ・令和3年度 中止 ・令和4年度 受講者数 40人
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、車いす乗車・アイマスク装着等による福祉模擬体験(市内の公共施設等の利用等)、ガイド体験等を実施し、共生社会の充実を担う職員の育成に取り組む。

Ⅱ 誰でもスムーズに情報を受取ることができるまちづくりの推進

Ⅱ-1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

基本方針

情報の入手が困難な方でも必要な情報入手できるよう、福祉サービスや生活情報をまとめた冊子の定期発行とともに、障害に応じたコミュニケーション支援の実施、図書館サービスの充実を図ります。

事業名	「障害者福祉のしおり」の作成
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害児・者に関する諸制度、利用案内等を冊子にまとめ、窓口で配布する。
これまでの取組	毎年記載内容の見直しを行い、誰もが見やすいしおりの作成に努めた。
今後の目標 (令和6～11年度)	誰にとってもわかりやすい「障害者福祉のしおり」の作成に努め、他市の事例も参考にデザイン等の改善を進める。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



障害者や家族が、どのような相談やサービスを受けられるのかがわかりにくいので、相談やサービスの情報をわかりやすく周知・普及してほしいです。

「障害者福祉のしおり」を年に1回改訂し、作成。障害福祉サービス関連の内容を1冊にまとめて、障害福祉課窓口で配布しています。



事業名	聴覚障害者等コミュニケーション支援事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 聴覚障害者等の日常生活や団体の会議やセミナー等への出席，開催に対して，手話奉仕員，手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより，聴覚障害者等のコミュニケーション手段の確保を図る。
これまでの取組	手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行った。 令和4年度より，新たに市の会議・イベントや団体への斡旋手話通訳派遣事業を社会福祉協議会へ委託し，広く手話通訳者を派遣できる体制を整備した。 【派遣実績】 令和3年度 手話通訳者639件，要約筆記者16件 令和4年度 手話通訳者608件，要約筆記者4件
今後の目標 (令和6～11年度)	事業継続し，情報のバリアフリーに努めていく。

事業名	外国人のための調布市暮らしのガイドの発行
担当課	文化生涯学習課
概要	○ 在住外国人が日常生活において必要としている基本的情報や，行政として認識しておいていただきたい情報をやさしい日本語及び多言語でまとめた冊子で提供する。
これまでの取組	これまでの外国語版生活便利帳の見直し及び掲載内容を検討し，他市区町村が発行している便利帳についての調査を行い，令和5年2月に「外国人のための調布市暮らしのガイド」を発行し，配布及び周知に努めている。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，「外国人のための調布市暮らしのガイド」の見直し及び掲載内容を検討する。 また，他市区町村が発行している便利帳についても調査を行い，ニーズに合った利便性の高い便利帳を作成する。

事業名	通訳・翻訳事業
担当課	文化生涯学習課
概要	市内の公共的団体の他，外国人市民個人からの依頼に対応し，文書の翻訳サービスや通訳派遣を行い，日本語が不自由な外国人を支援する。
これまでの取組	日本語が不自由なために行政手続きが行えない外国人からの依頼を受け，通訳ボランティアの派遣や文書の翻訳を行った。 令和2年度 通訳派遣27件，翻訳24件 令和3年度 通訳派遣23件，翻訳16件 令和4年度 通訳派遣36件，翻訳23件
今後の目標 (令和6～11年度)	事業継続し，情報のバリアフリー化に努める。

事業名	図書館の利用支援サービス
担当課	図書館
概要	○ 図書館を利用するうえでの障害を取り除き，公平な図書館サービスをあらゆる市民が受けられるようにすることを目的とする。 ○ 具体的には視覚障害及び文字からの情報を得ることが困難な人には，資料の音訳・点訳サービス等必要とする形への変換，来館が困難な人には宅配サービス，障害のある子どもたちには布の絵本やマルチメディアDAISY（* ⁷ ）の貸出し等を行い，あわせてその業務に携わる協力者（市民）の養成を行う。
これまでの取組	録音図書の作成・貸出し・デジタル化，対面朗読，資料の点訳，布の絵本・遊具の作成と貸出し，大活字本の収集・貸出し，来館困難者への宅配とPR，録音図書等の各種目録の作成と配布，読書とその周辺情報提供のための「オカリナ通信」発行，市全体の業務に関わる資料提供（市報ちょうふ，ごみリサイクルカレンダー等の点訳や音訳）の実施，マルチメディアDAISY

⁷ マルチメディアDAISY…音声，テキスト，画像を同期して再生できるデジタル図書のこと。視覚障害者や，活字による読書が困難な方などに有効である。

	<p>S Yの収集・貸出し・作成及びP R，ブックシャワー（布の絵本等の清浄用具）の導入，音訳者養成講座，点訳者養成講座，布の絵本製作者養成講座の実施を行った。</p> <p>図書館ホームページへのアクセシビリティ配慮，図書館発行物について読みやすい字体の採用とマルチメディアD A I S Y 化の着手を進めた。</p> <p>【令和4年度末時点】</p> <p>D A I S Y図書所蔵タイトル数：3，563タイトル 大活字本所蔵冊数：6，156冊 布の絵本所蔵冊数：430点 マルチメディアD A I S Y所蔵タイトル数：347タイトル 利用支援サービス利用者数：258人</p>
<p>今後の目標 (令和6～11年度)</p>	<p>今後も，図書館を利用するうえでの障害を取り除き，公平な図書館サービスをあらゆる市民が受けられるようにするために，従来行ってきたサービスを充実させるとともに，そのP Rに努め，新たに出現する課題にも取り組んでいく。</p> <p>感染症対策を講じながら，利用者・協力者との連携や意思疎通をより密にしていく。</p> <p>【従来からのサービスの継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・録音図書の作成・貸出し・デジタル化，対面朗読 ・資料や生活情報の点訳・提供 ・布の絵本・遊具の作成・貸出し ・大活字本の収集・貸出し ・来館困難者への宅配 ・マルチメディアD A I S Yの収集・貸出し ・各種養成講座の開催・協力者の養成 ・各サービスのP R <p>【サービスの拡充】</p> <p>予定されている分館の改修や移転新築に際し，バリアフリー化の視点から設計等を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害児（者）への手話おはなし会等読書支援 ・マルチメディアD A I S Yのさらなる普及・促進 ・電子機器の進展等による新技術・システムに対応できるよう，よりアクセシブルなデータ構築を行う ・わかりやすい利用案内や表示の作成

Ⅱ－２ まちなかでの情報提供の充実

基本方針

誰もがまちなかをわかりやすく安心して歩けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した標識の維持管理と、わかりやすい公共サインの設置を進めます。

事業名	観光案内誘導標識の維持管理・設置
担当課	産業振興課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調布八景をはじめ市内の観光スポットや観光ルートを案内する案内誘導標識の維持管理等を行う。 ○ 主な内容は、既存の観光案内誘導標識の維持管理や新たな観光案内誘導標識の設置を行う。
これまでの取組	<p>市内の観光スポットや観光ルートを案内する、観光案内誘導標識の更新を計8件行った。</p> <p>《実績》</p> <p>平成30年度 3件 令和2年度 4件 令和3年度 1件 令和4年度 0件 令和5年度 0件</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	市内各所にある案内誘導標識の更新を適宜実施し、誰にでもわかりやすいユニバーサルデザインに配慮した観光案内誘導標識の維持管理に引き続き努める。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



工事現場の誘導員、ガードマンなどが障害者の手助け方法を知っているといい。

市の発注工事において、工事を受注した業者に指導します。



事業名	公共サイン計画の検討・運用
担当課	都市計画課
概要	○ ピクトグラム（* ⁸ ）などを使用し，高齢者や障害者，子ども，外国人など，誰もが容易に認識，理解できる，視認性の良い地図面を作成するとともに，車いすの利用者からも見やすい公共サインを設置する。
これまでの取組	<p>東京2020大会の開催に伴い，多くの国内外観光客が飛田給駅と味の素スタジアム周辺を訪れる機会と捉え，大会会場周辺となる飛田給駅，西調布駅周辺の公共サインの整備を実施した。</p> <p>西調布駅北口から天文台通りにかけて，東京都と連携し5基の歩行者用観光案内標識を設置した。</p> <p>飛田給駅周辺の東京国体時に設置した案内・誘導サインの全ての盤面を更新するとともに，飛田給駅北口広場とスタジアム通り市境に2基の歩行者用観光案内標識を設置した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>「調布市中心市街地公共サイン整備計画（調布駅／第2期）」に則り，駅前広場・鉄道敷地上部の整備状況に合わせ，順次公共サインの設置を行う。</p> <p>京王多摩川駅周辺地区のまちづくりの進捗に合わせ，「調布市京王多摩川駅周辺公共サイン整備計画」の策定を行うとともに，順次公共サインの設置を行う。</p>

⁸ ピクトグラム…一目でその表現内容がわかるよう，絵文字による表現をした記号のこと。

Ⅱ－３ 情報提供内容の充実

基本方針

市民の暮らしを支える情報を誰もが必要な時に入手できるよう、市民のニーズに応える情報を、ホームページ、SNS、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の多様な方法を活用して提供していきます。

事業名	市ホームページの運用
担当課	広報課
概要	○ 高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティ（* ⁹ ）に配慮した運用を行う。
これまでの取組	高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティに配慮した運用を行っている。
今後の目標 （令和6～11年度）	ホームページリニューアルにより、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行う。 ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 適合レベルAAに準拠した運用を行っていく。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



情報が多過ぎてわからない。ホームページで手軽に欲しい情報を入手できる仕組みが必要と思います。

市ホームページの運用において、できる限り、わかりやすい情報提供を心掛けていきます。



⁹ ウェブアクセシビリティ…高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等のウェブ環境で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

事業名	多様なメディアの活用（ツイッターやフェイスブック他）
担当課	広報課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ X（旧ツイッター）を活用して、災害・防災関連情報やイベント情報等を発信する。 ○ フェイスブックを活用して、市政情報や調布のまちの魅力を発信する。
これまでの取組	<p>ツイッターやフェイスブックなどの多様なメディアにより、新型コロナウイルス感染症情報・災害・防災関連情報、市政情報やまちの魅力を発信した。</p> <p>また、より幅広い対象へ発信するため、令和元年度にはインスタグラムを、令和3年度にはLINEの運用を開始した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>X（旧ツイッター）・LINEを活用して、災害・防災関連情報やイベント情報等を発信する。</p> <p>フェイスブック・インスタグラムを活用して、市政情報や調布のまちの魅力を発信する。</p>

事業名	市報等の発行
担当課	広報課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けする。 ○ 声の広報：市報の内容を抜粋してカセットテープに音声録音し、希望者に郵送配付する。 ○ 市報ちょうふテキストデータのホームページ掲載：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふのテキストデータを市のホームページに掲載する。 ○ 市報ちょうふテキストデータのメール送信：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちょうふのテキストデータをメールで送信する。
これまでの取組	<p>視覚障害者のために市民活動団体との協働により、市報の内容をカセットテープ音声録音し、希望者へ送付した。</p> <p>また、パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふテキストデータを市のホームページに掲載するとともに、希望者に対してテキストデータを送信した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>毎月5日・20日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けする。</p> <p>声の広報：市報の内容を抜粋してカセットテープに音声録音し、希望者に郵送配付する。</p> <p>市報ちょうふテキストデータのホームページ掲載：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちょうふのテキストデータを市のホームページに掲載する。</p> <p>市報ちょうふテキストデータのメール送信：パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちょうふのテキストデータをメールで送信する。</p>

事業名	広報番組の制作
担当課	広報課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し、映像や音声で市政情報をお届けする。 ○ テレビ広報ちょうふ（ケーブルテレビ（J：COM））：映像で市政情報をお伝えする。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にもわかるよう工夫する。 ○ 調布市ほっとインフォメーション（調布FM（83.8MHz））：音声で市政情報をお伝えする。
これまでの取組	<p>テレビ広報ちょうふでは、地上波で放送するとともに、J：COM非加入の世帯もいることからYouTubeでの動画配信を行った。</p> <p>またコミュニティFMでは、ほっとインフォメーションやスポットCMを活用して、市政情報の発信を行った。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>視聴者で契約が必要であるため、ケーブルテレビに加えてYouTubeを活用して動画での情報発信を行うことで、市内外を問わず市の魅力を伝える。</p> <p>また、市長の年頭あいさつなどには、YouTube上に字幕を表示するほか、可能な限りテロップを表示することで聴覚障害者にもわかりやすい番組制作を行う。</p>

事業名	妊娠出産に関する情報提供
担当課	健康推進課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての妊婦を対象に「ゆりかご調布面接」を実施。妊娠届出をした妊婦に保健師等専門職が面接し、出産・子育てに関する相談や情報提供を行い、不安の軽減を図る。 ○ 出産後の産婦と子を対象とする「産後ケア事業」を実施。産婦の心身のケアや育児相談を行う。 ○ 令和5年2月開始した「ようこそ調布っ子サポート事業」では、妊娠8か月の妊婦に対しアンケートを実施、必要な方へ面接等を通じて妊娠後期から出産後の相談や情報提供を行う。

<p>これまでの取組</p>	<p>「ゆりかご調布面接」では、面接時に妊婦の状況に応じて翻訳機を活用した。令和3年3月からはオンラインでの面接をはじめ、令和5年2月から「妊娠届出」について「ぴったりサービス」による手続きを開始した。</p> <p>産後ケア事業では、妊娠届出時の申請以外に、郵送での手続きが可能であることを周知した。「ようこそ調布っ子サポート事業」の妊婦に対するアンケートの案内はSMSサービスを使用、アンケート回答はlogoフォームを活用した。</p> <p>(ゆりかご調布面接数) ※ () はオンライン面接</p> <table border="0"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,007件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,007件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,930件(3件)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,746件(51件)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>1,747件(75件)</td> </tr> </table> <p>(産後ケア事業)</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用者数</th> <th>利用者数(延)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>202人</td> <td>278人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>252人</td> <td>278人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>277人</td> <td>285人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>404人</td> <td>304人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>792人</td> <td>899人</td> </tr> </tbody> </table>	平成30年度	2,007件	令和元年度	2,007件	令和2年度	1,930件(3件)	令和3年度	1,746件(51件)	令和4年度	1,747件(75件)		利用者数	利用者数(延)	平成30年度	202人	278人	令和元年度	252人	278人	令和2年度	277人	285人	令和3年度	404人	304人	令和4年度	792人	899人
平成30年度	2,007件																												
令和元年度	2,007件																												
令和2年度	1,930件(3件)																												
令和3年度	1,746件(51件)																												
令和4年度	1,747件(75件)																												
	利用者数	利用者数(延)																											
平成30年度	202人	278人																											
令和元年度	252人	278人																											
令和2年度	277人	285人																											
令和3年度	404人	304人																											
令和4年度	792人	899人																											
<p>今後の目標 (令和6～11年度)</p>	<p>「ゆりかご調布面接」では対面のほか、オンラインでの面接を継続し、妊娠期から子育てにわたる相談や情報提供をしていく。</p> <p>「ようこそ調布っ子サポート事業」妊娠8か月の妊婦に対するアンケートも継続し、妊娠後期から産後の相談や不安等に対応していく。</p> <p>産後ケアについては、サービスの継続及び安全な運用を心掛け、関係機関との連携を行っていく。</p>																												

事業名	子育てに関する情報提供
担当課	子ども政策課
概要	○ 子育て支援施策の周知充実のため、子育て支援情報誌の作成・発行を行う。
これまでの取組	<p>子育て支援情報誌（元気に育て！！調布っ子）の発行に当たっては、子どもと子育てに関連する庁内部署及び庁外関係機関の情報を可能な限り収集して掲載し、様々な子育て情報を提供できるように努めた。</p> <p>また、毎年度、掲載内容を確認し、最新情報を提供するよう努め、広告を掲載することで、広告料収入による財源を確保している。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	継続して、子どもと子育てに関連する情報を可能な限り収集して、子育て支援情報誌の発行を行う。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



キッズスペースや授乳室のある美容室があると助かります。

子育て支援情報誌にもQRコード等掲載している調布子育て応援サイト「コサイト」運営のWEB版赤ちゃんおでかけ安心マップに、子連れ歓迎の美容室を掲載しています。引き続き、子育てに関する情報提供に努めます。



事業名	利用者支援事業
担当課	子ども政策課
概要	○ 妊婦や子育て家庭からの相談を受け付け、子育て支援サービス等の利用につなげ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。
これまでの取組	<p>妊婦や子育て家庭からの相談を受け付け、子育て支援サービス等の利用につなげ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行った。</p> <p>また、令和3年10月から、市内在住の妊婦、18歳未満の子どものいる家庭、子ども本人を対象とした「すこやかオンライン相談」を開始した。</p> <p>妊娠期から産前産後、乳児期から18歳未満の子どものいる家庭全般にわたる子育て相談窓口となっており、外出するのが難しい、忙しくて来所できない方等に対して、顔が見える状況で相談できる体制を整備し、必要な支援につなげている。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、妊婦や子育て家庭からの相談を電話、対面、オンライン、メールなどで受け付け、子育て支援サービス等の利用につなげ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

事業名	調布市住まいのサポートガイドブックの発行
担当課	住宅課
概要	○ 各課で実施している住まいの支援策について、一括した案内冊子を提供し、市民に対し効率的に住宅支援策を周知する。
これまでの取組	<p>住まいのサポートガイドブックを毎年発行し、窓口配架及び関係各課に配布した。</p> <p>市のホームページに掲載し、住まいの支援策の周知に努めている。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	毎年、ガイドブックの発行を継続するとともに、関係各課との連携を強化し、市民へのさらなる住宅支援策の周知を図っていく。

Ⅲ 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

Ⅲ-Ⅰ 移動支援

基本方針

誰もが安全で快適に移動し、外出ができるよう、高齢者、障害者等のニーズや状況等を踏まえて、移動支援に関する取組の充実に努めます。

事業名	車椅子福祉タクシー
担当課	障害福祉課
概要	○ 車椅子・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを事業者へ委託し、迎車料金・車椅子（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）等の料金が無料となります。
これまでの取組	契約事業者数を維持し、サービスの低下につながらないように努めるとともに、調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会において、制度の今後のあり方について協議を行った。 令和3年度から新たに利用登録証を創設し、対象者を明確化した。
今後の目標 (令和6～11年度)	検討委員会における協議結果を踏まえ、利用者の利便性向上につながる取組を推進する。

事業名	福祉タクシー事業
担当課	障害福祉課
概要	<p>○ 電車，バス等通常の交通機関を利用することが困難な心身障害者に対して，タクシー等を利用する場合に利用の便を図るため，その利用料金の一部を助成する。</p> <p>○ 対象者より申請を受け，障害等級に応じた福祉タクシー券を交付する。 身体障害者手帳1・2級（聴覚障害者を除く）及び愛の手帳1・2度は年2冊。内部障害・下肢・体幹機能障害3級は年1冊。</p>
これまでの取組	<p>調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会において，対象者や交付方法等について協議を行った。</p> <p>制度改正案について，令和5年度にパブリック・コメントを実施した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	パブリック・コメントを踏まえ，障害者の福祉増進と社会参加の促進につながる取組を進める。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



継続的な通院にタクシーを利用せざるを得ないため，タクシー券を望みます。

令和4年度まで開催した調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会の検討結果を踏まえ，制度の改善を図っていきます。



事業名	自家用車による外出支援
担当課	障害福祉課
概要	<p>○ 重度身体障害者が自家用車を取得，運転して外出するために必要な以下の経費を助成し，日常生活の利便と生活圏の拡大を支援する。</p> <p>①自動車運転教習費の助成（知的障害者を含む），②自動車改造費の助成，③自動車ガソリン費の助成</p>
これまでの取組	自家用車による外出支援を実施し，障害者の生活圏の拡大や自立した生活を促進した。
今後の目標 (令和6～11年度)	自動車ガソリン費の助成について，自家用車利用者への支援拡充のため，福祉タクシー券の制度改正とあわせて，パブリック・コメントを経て，制度改正を行い，障害者の福祉増進と社会参加の促進を図る。

事業名	移動支援費支給事業
担当課	障害福祉課
概要	<p>○ 公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や，余暇活動・社会参加促進のため，外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害児・者の外出を支援する。</p>
これまでの取組	<p>利用者からの相談・申請に対応し，サービスの支給決定を行った。</p> <p>令和2年度から一定条件のもと特別支援学級に在籍する児童に対し，通学の支援としての利用要件を拡充した。</p> <p>事業者に対する適切な報酬確保のため，令和4年度から，支援費の引き上げを行った。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き，サービスの周知に努め，障害児・者が抱える環境や身体状況を考慮し，個々のニーズに対応し，地域社会との積極的な関わりを後押しできるよう，支援を行う。</p> <p>調布市福祉人材育成センターにおける従事者の養成によるサービス提供体制の整備に努める。</p>

事業名	障害福祉サービスによる外出支援（行動援護，同行援護）														
担当課	障害福祉課														
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づくサービスで，ヘルパーが外出等に必要な支援を行う。市で利用相談や支給決定を行う。 ○ 行動援護：知的障害・精神障害で行動に著しい困難のある人が行動するときに，危険を回避するために必要な支援，外出支援を行う。 ○ 同行援護：視覚障害の人の移動時（外出）に，視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護，排せつ・食事等の介護を行う。 														
これまでの取組	<p>利用者からの相談・申請に対応し，サービスの支給決定を行った。</p> <p>調布市福祉人材育成センターにおいて，従事者養成研修を実施した。</p> <p>【受講実績】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同行援護</td> <td>（中止）</td> <td>31人</td> <td>32人</td> </tr> <tr> <td>行動援護</td> <td>24人</td> <td>23人</td> <td>16人</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和3年度	令和4年度	同行援護	（中止）	31人	32人	行動援護	24人	23人	16人
	令和2年度	令和3年度	令和4年度												
同行援護	（中止）	31人	32人												
行動援護	24人	23人	16人												
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，サービスの周知に努め，障害児・者が抱える環境や身体状況を考慮し，個々のニーズに対応し，地域社会との積極的な関わりを後押しできるよう，支援を行うとともに，従事者の養成によるサービス提供体制の整備に努める。														

事業名	多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画
担当課	福祉総務課
概要	<p>○ 一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、有償でドア・ツー・ドアの個別輸送を行うNPO法人等の事業者に対し、多摩地域福祉有償運送運営協議会への登録や更新に関する事務手続きを行っている。</p> <p>多摩地域福祉有償運送運営協議会では、福祉有償運送事業を行う際の安全確保及び旅客利益の確保等について様々な協議を行い、旅客利便性の向上に取り組んでいる。</p>
これまでの取組	福祉ニーズが多様化する中で、移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズが増加し、また多様化してきていることから、公共交通機関を利用することが困難な人々の移動手段を確保するために、多摩地域福祉有償運送運営協議会の登録や更新等の申請を行う際に、対象団体の申請内容の確認等を行うとともに、要件に該当する事業者に補助金を交付した。
今後の目標 (令和6～11年度)	多摩地域福祉有償運送運営協議会の構成市町村と連携することにより、引き続き取組を継続していく。

事業名	ミニバスの運行
担当課	交通対策課
概要	<p>○ 公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を図るため、平成12年3月からミニバス西・東・北路線を順次開設した。バス事業者への運行支援として西路線に運行事業補助金を交付している。</p> <p>○ 引き続き、路線バスを含めた公共交通が利用しやすい環境の整備を推進する。</p>
これまでの取組	<p>ミニバス西路線については、令和3年1月と3月に利用者懇談会を開催し、新型コロナウイルス等を踏まえた運行等の協議や検討状況の報告・意見交換を実施した。</p> <p>ミニバス北路線については、令和2年11月のダイヤ改正により上ノ原小学校以北が大幅減便となった。これを受け、地域の方と代替手段を検討し、深大寺北町、深大寺東町を中心とした巡回公共交通の実証実験を実施。また、巡回交通の実証実験</p>

	の結果を踏まえ、新たな交通手段の実証実験として、デマンド型公共交通の実施を検討した。
今後の目標 (令和6～11年度)	ミニバスを含め、地域住民の生活に必要な公共交通の維持に向けた地域公共交通計画を策定し、実現に向けて取り組む。

Ⅲ－２ 社会参加支援

基本方針

誰もがいきいきと生活できるよう、障害児・者や高齢者の就労と日中活動の支援とともに、医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受け入れ可能な新たな福祉施設の開設等を進めます。

事業名	障害者就労支援事業								
担当課	障害福祉課								
概要	<p>○ 障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（主に身体障害者，知的障害者） ・調布市こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者，発達障害者） 								
これまでの取組	<p>障害者の一般就労及び安心した職場定着を促進するために、支援内容を充実させながら事業を実施した。</p> <p>【実績】（ちょうふだぞう及びライズ合算）</p> <table> <thead> <tr> <th>利用登録者数</th> <th>述べ支援数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度 481人</td> <td>同 19,677件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 543人</td> <td>同 20,297件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 558人</td> <td>同 19,345件</td> </tr> </tbody> </table>	利用登録者数	述べ支援数	令和2年度 481人	同 19,677件	令和3年度 543人	同 20,297件	令和4年度 558人	同 19,345件
利用登録者数	述べ支援数								
令和2年度 481人	同 19,677件								
令和3年度 543人	同 20,297件								
令和4年度 558人	同 19,345件								
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>障害者の一般就労及び安心した職場定着を促進するために、支援内容を充実させながら今後も事業を継続していく。</p>								

事業名	障害者等雇用事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図る。
これまでの取組	市役所等において、障害者の就労の場の提供を行った。 【実績】 雇用者数 令和2年度 3人 令和3年度 2人 令和4年度 4人
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き障害者の就労の場の提供を続けていく。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



障害の種類や程度によって適した働き方が異なるため、本人の希望や能力に合わせて、多様な就労機会があることを望みます。

障害者が一般就労し、安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を行う就労支援事業を継続します。



事業名	日中一時支援費支給事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給することで、心身障害者福祉の増進を図る。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行う。
これまでの取組	令和元年10月より事業者登録要件を拡大し、実施事業所の拡充を図った。 【利用実績】 令和2年度 142人 2,989日 令和3年度 119人 3,044日 令和4年度 116人 2,768日
今後の目標 (令和6～11年度)	障害児・者の一時預かり等のニーズへの対応として、通所施設における延長支援の実施事業所の拡大を引き続き図っていく。

事業名	障害者地域活動支援センター事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援を行う。 ○ 関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図る。
これまでの取組	障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。 【利用実績】 令和2年度 11,309人 令和3年度 14,820人 令和4年度 17,042人
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、障害者のニーズを把握し、活動内容等を充実することで、障害者等が地域において自立して日常生活又は社会生活を営むことができるように今後も事業を継続する。

事業名	重度障害者の大学等修学支援事業
担当課	障害福祉課
概要	○ 重度障害者の大学等への修学に必要な身体介護等を提供することで、障害者の社会参加及び大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進する。
これまでの取組	平成30年度に新たに事業を開始し支援を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、事業の周知に努め、支援の継続をするとともに、利用促進を図る。

事業名	障害福祉サービス等事業所開設費補助・運営費補助
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害者総合支援法，児童福祉法に基づく通所サービスを行う事業所に対して，新規開設費及び移転費，運営費の一部を補助することにより，障害者の通所の場の充実を図る。 ①新規開設及び移転費の補助 ②施設運営費（賃借料）の補助
これまでの取組	公募により市内のニーズに応じた補助対象事業者を選定し，開設支援を行った。 平成30年度 開設補助2箇所 運営補助42箇所 令和元年度 開設補助1箇所 運営補助43箇所 令和2年度 開設補助1箇所 運営補助45箇所 令和3年度 開設補助1箇所 運営補助45箇所 令和4年度 開設補助0箇所 運営補助46箇所
今後の目標 (令和6～11年度)	障害児・者の日中活動の場の充実，拡大を図るために今後も事業を継続する。

事業名	市立障害児・者施設（通所）の運営
担当課	障害福祉課，子ども発達センター
概要	<p>○ 障害者総合支援法，児童福祉法に基づく通所サービスを運営し，障害児・者の状況に応じた日中活動場所，社会参加の機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希望の家（富士見町） ・ 希望の家分場（入間町） ・ 知的障害者援護施設そよかぜ（西町） ・ 知的障害者援護施設すまいる（西町） ・ （仮称）ワークライフカレッジすとっく（国領町）※新規 ・ デイセンターまなびや（西町） ・ （仮称）デイセンターまなびや国領（国領町）※新規 ・ こころの健康支援センター自立訓練事業（布田） ・ 総合福祉センター放課後等デイサービス（小島町） ・ 子ども発達センター通園事業（西町）
これまでの取組	不足している重症心身障害者の日中活動の場としての「（仮称）デイセンターまなびや国領」及び通所による就労へ向けた訓練を行う「（仮称）ワークライフカレッジすとっく」について，令和6年4月の開設へ向けて施設整備の検討を進めた。
今後の目標 （令和6～11年度）	各施設の運営を継続する。新たに設置する「（仮称）デイセンターまなびや国領」及び「（仮称）ワークライフカレッジすとっく」については，関係機関と連携しながら運営の安定を図る。

事業名	「（仮称）調布基地跡地福祉施設」の整備
担当課	障害福祉課
概要	○ 調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に府中市とともに参画し，医療的ケアを含む重症心身障害者や重度知的障害者も受け入れ可能な通所及びショートステイ機能を持つ施設の整備を進めます。
これまでの取組	三鷹市，府中市とともに事業内容等の検討を進め，施設整備及び運営を行う事業者を公募のうえ決定した。
今後の目標 （令和6～11年度）	引き続き開設へ向けて，施設整備に係る協議や準備を進める。

事業名	作業所等経営ネットワーク支援
担当課	障害福祉課
概要	○ 市内の作業所等が共同して製品販路，受注先開拓，製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して，補助を行う。
これまでの取組	調布市福祉作業所等連絡会との協働で，調布市福祉作業所等連絡会の情報誌「わくわ〜く」を市内の関連施設に配布した。それにより，市内の福祉作業所の仕事内容を広く周知した。 また，調布市，府中市，多摩市の3市の福祉作業所等が集まって自主製品を販売する即売会「ほっとハート」を調布駅前前で実施し，福祉作業所等の工賃水準の向上を図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに，作業所の利用者の勤労意欲の向上を図りながら，工賃水準の引き上げを目指すため，事業を継続する。

事業名	障害者地域自立支援協議会
担当課	障害福祉課
概要	○ 地域の障害福祉に関する情報，調整，開発，教育，権利擁護，評価機能などのネットワークやシステムづくりの中核的な役割を果たすことを目的として障害者地域自立支援協議会を運営する。 ○ 個別支援会議から，地域の課題を抽出し，情報を共有し，具体的に協働する。地域の社会資源の開発や新しい施策についての定期的な協議の場としても機能している。
これまでの取組	障害児・者の地域生活における課題について検討を重ね，「調布市障害者総合計画」の策定へ向けた意見具申とてまとめ，施策への反映を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	地域課題の抽出と解決への検討を重ね，施策への反映に向けた意見具申を行う。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



高次脳機能障害への理解を深め、社会復帰を支援することが必要です。



高次脳機能障害者(児)とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センターその他の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者への支援を促進していきます。

事業名	シルバー人材センターの運営支援
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者世代の知恵や技能を生かし、就労等の社会参加や生きがいがづくりの場を確保するため、調布市シルバー人材センターの運営を支援する。 ○ 平成27年10月よりはじまった派遣事業や、パソコン教室、レンタサイクル、学習教室、英会話教室など調布市シルバー人材センターの独自事業への支援をすることで高齢者の雇用の促進を図り、活力ある地域社会をつくりだすことに貢献している。
これまでの取組	<p>事務局人件費等を対象に補助した。</p> <p>平成30年度 47,081,000円</p> <p>令和元年度 48,353,000円</p> <p>令和2年度 49,372,000円</p> <p>令和3年度 47,813,000円</p> <p>令和4年度 47,786,000円</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、センターの基本理念である「自主・自立」「共働・共助」のもと、安定・継続して地域高齢者の就業機会の確保、生きがいの創出、社会参加・貢献活動の促進等に取り組めるよう、組織運営を支援していく。

Ⅲ－３ 協働による地域づくり

基本方針

多様性が尊重され、誰もが安心して暮らし、地域活動をととした社会参加の促進に向けて、市民との協働で行う地域づくりと地域で活動する団体への支援を進めます。

事業名	バリアフリーハンドブックの作成
担当課	障害福祉課
概要	○ 市民の外出時の利便性向上と地域における障害理解の促進を目的としている。公共施設及び民間施設等のバリアフリー状況の収集及び取りまとめを行い、冊子を作成する。
これまでの取組	作成したハンドブックを配布した。 4,000部作成し、市役所での配布のほか、市内施設や掲載施設等に配架依頼を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	内容の更新とあわせて、情報の電子化（インターネット上での掲載等）について検討を進める。

事業名	社会を明るくする運動の推進
担当課	福祉総務課
概要	○ 法務省の主唱により、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動を推進する。
これまでの取組	更生保護に関する理解促進のため、“社会を明るくする運動”調布市推進委員会を組織し、各種事業に取り組んだ。 具体的には、市内9駅における駅頭広報活動、中学生意見発表会、中学生サッカー教室、作文コンテストの募集等を中心に、FC東京の協力のもと東京スタジアムでの広報活動の実施や、コロナ禍における取組として、福祉総務課窓口前に“社会を明るくする運動”PRコーナーを設置し、本運動の周知啓発を図った。
今後の目標	引き続き、法務省が主唱する、「全ての国民が犯罪や非行の防

(令和6～11年度)	止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会」を築くため、引き続き、“社会を明るくする運動”調布市推進委員会を中心に、様々な事業を実施する。
------------	---

事業名	地域福祉活動団体への支援
担当課	福祉総務課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に関する活動を行う民間の非営利団体の新たな取組や新規活動団体の立ち上げに対する助成事業を行う。 ○ 1団体につき、1年度当たり50万円を上限として助成金を交付。3年を限度とする。
これまでの取組	<p>地域で高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等に係る活動を行っている団体に対して、福祉活動に係る情報の提供、人材の養成、費用の助成などを行うことにより、地域福祉活動を支援し、地域福祉の推進を図った。</p> <p>地域福祉活動支援事業助成金交付実績</p> <p>平成30年度 7団体</p> <p>令和元年度 8団体</p> <p>令和2年度 6団体</p> <p>令和3年度 4団体</p> <p>令和4年度 3団体</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、本事業の周知を図りながら、地域福祉の視点に立って、これから活動を開始する団体の基盤づくり、又はすでに活動を行っている団体の新たな取組を支援する。

事業名	ボランティアコーナーの運営支援
担当課	福祉総務課
概要	○ 市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアセンターを運営する調布市社会福祉協議会に補助を行う。
これまでの取組	地域住民の活動拠点として、地域福祉センター等にボランティアコーナーを設置し、総合福祉センター及び地域福祉センター周辺のボランティア活動の活性化を図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、調布市社会福祉協議会へ補助を行い、ボランティアコーナーの運営、ボランティア・市民活動団体及び個人への支援の充実を図るとともに、多様な市民活動を推進・支援していく。

事業名	地区協議会の設立と支援
担当課	協働推進課
概要	○ 地域コミュニティの活性化を図り、誰もが地域活動に参加でき連携を高められる基盤をつくるため、地区協議会の設立・運営支援を行う。
これまでの取組	<p>令和元年8月に染地小学校区で、令和5年7月に柏野小学校区で、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会が設立された。また、地区協議会の運営を支援するため、それぞれの地区協議会に活動助成金を交付した。</p> <p>【地区協議会数】</p> <p>平成30年 16団体 令和元年 17団体 令和2年 17団体 令和3年 17団体 令和4年 17団体 令和5年 18団体</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>地域コミュニティの形成に向けて、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小学校区の設立を目指す。</p> <p>また、災害時等の緊急時における連携が図れるよう、地域の情報共有に向けた、体制づくりを推進する。</p>

事業名	市民活動支援センターの運営
担当課	協働推進課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な分野の市民活動やボランティア，NPOを含む自主的な社会貢献活動などを総合的に支援するための拠点施設として，市民活動支援センターを設置している。 ○ 市民活動の中間支援組織として，情報の収集・提供，各種相談，啓発・交流事業等を実施し，活動と人を結びつけ，市民活動の活性化を図るほか，各種団体と行政との協働の仕組みづくりを進める。
これまでの取組	<p>市民活動の周知・活性化を図る調布まち活フェスタは，コロナの影響で令和元年は中止となったが，令和2年度と令和3年度は実施方法を工夫しオンラインで実施し，令和4年度は4年ぶりに現地開催した。</p> <p>また，市と市民活動支援センターと協働で地域人材養成講座を実施することで，市民活動の活性化を図った。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>市民，地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため，市民活動における中間支援組織として，情報の収集・提供，各種相談，啓発事業，交流事業等を実施し，NPOやボランティア団体など多様なコミュニティ団体の活動を支援する。</p>

事業名	老人クラブの育成
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	○ 市内で活動する老人クラブに対し補助金を交付することにより、高齢者の社会奉仕活動や健康の増進、生きがいつくりを進め、高齢期の生活を豊かなものにするとともに、いきいきとした高齢社会の実現を図る。
これまでの取組	<p>【補助対象クラブ数・会員数・補助金額】</p> <p>平成30年度 35クラブ 1,895人 10,718,527円</p> <p>令和元年 36クラブ 1,880人 10,799,039円</p> <p>令和2年 36クラブ 1,760人 10,668,400円</p> <p>令和3年 35クラブ 1,693人 11,767,200円</p> <p>令和4年 33クラブ 1,573人 9,695,994円</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、市内の老人クラブへの補助金交付を適正に実施していく。</p> <p>また、老人クラブ数とその会員数が減少傾向にあるため、老人クラブの活性化を図る。</p>

IV 誰もが快適に利用できる施設や環境の整備に向けた まちづくりの推進

IV-1 住まいの支援

基本方針

多様な利用者にとって使いやすく、安心して快適に暮らし続けることができるよう、住居の確保、耐震化やバリアフリー化等の住宅改修支援とともに、重度障害者の入所施設の運営、住宅確保要配慮者への入居支援に取り組みます。

事業名	市立障害者グループホームの運営
担当課	障害福祉課
概要	<p>○ 障害者総合支援法に基づくグループホームを運営し、知的障害者の地域生活の場所を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者グループホームすてっぷ（国領町）※体験型 ・知的障害者グループホームじょい（富士見町）※重度知的障害者対象
これまでの取組	市が開設支援を行い、調布市社会福祉事業団により令和2年度に「調布ヶ丘じゃんぷ」（重度知的障害者対象）、令和3年度に「ちゃれんじ」（体験型）が開設したことにより、ホームごとに男女別の受け入れによる同性介助を実現した。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、重度知的障害者の地域生活の場としての適切な支援と、より多くの利用者へのグループホームの体験機会の提供を図る。

事業名	障害者グループホーム開設・運営費補助																		
担当課	障害福祉課																		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者グループホームの充実を図るため、民間事業所に対して以下の補助を行う。 ○ 開設費補助：新たに知的障害者・精神障害者を対象としたグループホームを建設、増設する事業所に対し、開設費等を補助する。 ○ 運営費補助：重度障害者等を対象としたグループホーム（重症心身障害者対象，重度知的障害者対象，体験型）に対して運営費を補助する。 																		
これまでの取組	<p>各補助により新規グループホームの開設及び重度障害者等グループホームの運営を支援した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>【開設費補助】</th> <th>【運営費補助】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2箇所</td> <td>2箇所</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>6箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4箇所</td> <td>4箇所</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>3箇所</td> <td>4箇所</td> </tr> </tbody> </table>		【開設費補助】	【運営費補助】	平成30年度	2箇所	2箇所	令和元年度	2箇所	2箇所	令和2年度	6箇所	3箇所	令和3年度	4箇所	4箇所	令和4年度	3箇所	4箇所
	【開設費補助】	【運営費補助】																	
平成30年度	2箇所	2箇所																	
令和元年度	2箇所	2箇所																	
令和2年度	6箇所	3箇所																	
令和3年度	4箇所	4箇所																	
令和4年度	3箇所	4箇所																	
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，障害者の地域生活の場の充実，拡大を図るために今後も事業を継続する。																		

事業名	市立障害者施設（入所）の運営
担当課	障害福祉課
概要	○ 在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行う。 知的障害者援護施設なごみ（西町）：定員60人
これまでの取組	施設の改修工事など、施設環境の改善を図りながら、利用者の高齢化、重度化等に対応した支援に努めている。特に、新型コロナウイルス感染症に対しては、陰圧機を購入し万が一に備えたほか、集団発生をさせぬよう感染防止対策を講じた。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、支援体制の充実及びハード面で適切な修繕の実施を図る。

事業名	住宅改修費の支給（日常生活用具費支給事業）
担当課	障害福祉課
概要	○ 重度身体障害者が、障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に、その費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図る。
これまでの取組	重度身体障害者のうち障害に応じて住宅改修が必要な方に改修費の補助を行った。 令和2年度 7件 令和3年度 8件 令和4年度 13件
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、重度身体障害者が地域で安心して生活できるよう、必要な住宅改修について改修費の支給を継続する。

事業名	バリアフリー適応住宅改修補助制度
担当課	住宅課
概要	○ 高齢化等への対応を目的とした個人住宅等の改修工事費用の一部を補助し，居住環境を向上させる。 助成内容：補助対象工事費の50%に相当する額を補助，上限額は10万円
これまでの取組	交付実績 平成30年度 71件 令和元年度 93件 令和2年度 78件 令和3年度 34件 令和4年度 36件
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，市報やホームページ掲載等により普及啓発を行い，安全で快適な住まいの確保を推進する。 また，市民の需要に対応した補助内容や申請手続の簡素化に努めて制度利用の促進を図る。

事業名	市営住宅維持管理事務
担当課	住宅課
概要	○ 公営住宅法に基づき整備された市内7団地（八雲台，深大寺，富士見第1，山野，富士見第2，下石原，調中前）の適正な維持管理を行っている（管理戸数249戸）。
これまでの取組	住宅の確保に配慮が必要な市民が，低廉な家賃で安心できる住宅に入居できるよう，適宜募集を行った。 また，既存の市営住宅を有効に活用して，安全・安心して快適な住まいを長期にわたって確保するため，予防保全的な観点からの修繕や改善を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	「公営住宅等長寿命化計画策定の指針（改訂版）」に準拠し，定期的に計画の見直しを行う予定であり，引き続き市営住宅の，適切な維持管理に取り組んでいく。

事業名	住宅確保要配慮者への入居支援
担当課	住宅課
概要	○ 住まいぬくもり相談室を開設し、民会賃貸住宅への入居の支援を行う。また、市内の民間賃貸住宅への入居において、民間保証会社を利用する際の費用及び市内不動産事業者を利用する際の仲介手数料を助成する。
これまでの取組	<p>※窓口相談数及び物件成約率</p> <p>平成30年度 101件⇒32件 令和元年度 108件⇒26件 令和2年度 102件⇒25件 令和3年度 119件⇒37件 令和4年度 88件⇒39件</p> <p>※仲介支援事業</p> <p>平成30年度5件 令和元年度5件 令和2年度4件 令和3年度7件 令和4年度10件</p> <p>※家賃等債務保証支援事業</p> <p>平成30年度4件 令和元年度4件 令和2年度3件 令和3年度4件 令和4年度6件</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境を整備するため、相談窓口の充実を図るとともに、住宅確保要配慮者への助成制度を引き続き実施していく。

事業名	住宅設備改修等給付事業																			
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当																			
概要	<p>○ 市内に居住する日常生活上何らかの援助が必要な高齢者に対し、当該高齢者の住宅の改修に要する費用を給付することにより、日常生活の利便を図る。</p> <p>予防給付対象者：手すりの取付け、床段差の解消等は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定に該当しない旨の通知を受けた方で、何らかの援助が必要な方</p> <p>設備改修給付対象者：①浴槽の取替え又は②流し及び洗面台の取替え又は、何らかの援助が必要な方、③便器の洋式化は、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた方、又はこれに該当しない旨の通知を受けた方</p>																			
これまでの取組	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予防給付</th> <th>設備改修給付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年</td> <td>2件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>4件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>0件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		予防給付	設備改修給付	平成30年	2件	1件	令和元年	4件	0件	令和2年	0件	2件	令和3年	0件	1件	令和4年	1件	0件	
	予防給付	設備改修給付																		
平成30年	2件	1件																		
令和元年	4件	0件																		
令和2年	0件	2件																		
令和3年	0件	1件																		
令和4年	1件	0件																		
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、適宜介護保険制度や他市を参考に必要な見直しを図りながら、適切な事業運営を行う。																			

事業名	シルバーピア管理運営事業
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当・住宅課
概要	<p>○ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が、地域社会の中で生活を続けられるよう、住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者向けに配慮した集合住宅にワーデン（管理人）を配置し、高齢者の居住の安定と福祉の増進を図る。</p> <p>民間アパートを借り上げたシルバーピア：①シルバーピア深大寺（単身用10戸）、②シルバーピア柴崎（単身用18戸）、③シルバーピアせせらぎ（単身用13戸）</p> <p>都営住宅のシルバーピア：①シルバーピア調布染地（単身用10戸・世帯用5戸）、②シルバーピア国領（単身用12戸・世帯用4戸）。</p>
これまでの取組	<p>年1回管理人連絡会（令和2年度は除く）を開催し、各ワーデン同士のコミュニケーションを図り、日々の出来事や困っていることを報告し合い、その解決方法などを話し合う場を設けた。</p> <p>また、輪番制で研修を受講してもらい、ワーデン（管理人）として知識を深めるよう促した。</p>
今後の目標 （令和6～11年度）	引き続き高齢者の居住の安定と福祉の増進を図るため、ワーデンと連携をしながら、シルバーピアの管理運営を進めていく。

IV-2 ユニバーサルデザインの施設の推進

基本方針

福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共建築物、道路、駅前広場、公園、公衆トイレ等の計画的な整備・改修等を推進します。

事業名	公共建築物の整備
担当課	企画経営課
概要	○ 公共建築物については、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、誰もが使いやすい公共建築物としての機能向上を図るため、老朽化や耐震化の工事にあわせて、必要に応じて整備を行う。
これまでの取組	誰もが使いやすい公共施設とするため、維持保全等の改修に合わせ、必要に応じてバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた機能向上を図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	公共施設の整備に当たっては、高齢者、障害者、子ども等、誰もが使いやすい施設とするため、引き続き、バリアフリー化を推進し、施設利用の利便性や安全性の向上を促進する。 また、地域共生社会の充実に向け、ユニバーサルデザインの理念に基づき、必要な機能・設備を確保し、安全かつ安心して使いやすい施設とするとともに、地域に開かれた多世代・多分野の交流・集いの場の創出に向けた機能の整備を推進する。

事業名	公遊園等の整備
担当課	緑と公園課
概要	○ 調布市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき、新設の公園緑地整備や既存公園の大規模改修にあわせ、公園施設のバリアフリー対応を図る。
これまでの取組	多摩川市民広場と（仮称）鉄道敷地公園（相模原線）の整備において、調布市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき、公園内施設のバリアフリーの対応を行った。
今後の目標 （令和6～11年度）	調布市都市公園の移動等円滑化の基準に関する条例に基づき、公園内施設についてバリアフリーの対応を行う。

事業名	都市計画道路の整備
担当課	街づくり事業課
概要	○ 都市計画道路は、交通の円滑化による都市機能の確保、避難経路の整備による防災機能の向上、良好な都市空間の創出など、市民生活を支える重要な都市基盤である。 ○ 市では、令和7年度までに優先的に整備すべき路線等を定めた「調布市道路網計画」（平成28年3月策定）に基づき、計画的・効率的に都市計画道路の整備を推進する。
これまでの取組	平成30年度から令和5年度にかけて、調布3・4・21号線（用地取得・設計・工事）、3・4・26号線（用地取得・設計）、3・4・28号線（用地取得・設計・工事）の事業を推進した。 また、調布3・4・9号線、3・4・31号線の事業化に向けて、測量・設計を実施した。
今後の目標 （令和6～11年度）	道路に求められる様々な機能が効率的、効果的に発現できるよう、地域の特性に配慮しながら事業化に向けた検討を行うとともに、調布市基本計画に位置付けた年度別計画と整合を図り、現在、事業中の路線の進捗状況や財政状況、まちづくりの機運の高まりなどを勘案しながら順次事業を進める。 道路整備に合わせて無電柱化を図ることにより、円滑な歩行空間を確保することで、利用者の安全性向上を図る。

事業名	駅前広場の整備（調布駅）
担当課	街づくり事業課
概要	○ 調布駅前広場は令和3年3月に決定・公表した「調布駅前広場整備計画図」に基づき、交通結束機能の向上はもとより、にぎわいの創出や市民のふれあい、交流が育まれる広場空間となるよう整備を進める。
これまでの取組	平成30年度から令和元年度にかけて、北側ロータリー街築工事を実施するとともに、北側の上屋工事を実施した。また、調布駅前広場の整備について市民参加を実践しながら検討を進め、令和2年度に「調布駅前広場整備計画図」を決定・公表した。 令和3年度は駅前広場の設計を進め、令和4年度に北側車道工事及び、南側電線共同溝工事を実施した。 令和5年度は北側の歩道部、南側ロータリー、南側ロータリー上屋工事に着手した。
今後の目標 (令和6～11年度)	令和7年度の調布駅前広場完成（一部を除く）に向けて、令和5年度から段階的に工事を進め、令和7年度の工事完成後は、調布駅前広場にバリアフリー化された歩行空間を確保する。

◎障害者団体等のご意見に回答します。



調布駅周辺には木陰もベンチもあり、待ち合わせの場所としてもとても便利である。各停の電車の駅周辺にも木陰やベンチがあると便利です。
休憩場所(座れる場所)を増やしてほしいです。



ベンチをまちなかの適切な場所に設置することは、段差や勾配の解消にとどまらず、バリアフリー化の充実という観点からも必要なものと考えています。しかし、ベンチを置くスペースとして十分な歩道幅員が確保されていないことや、設置されたベンチにおいて深夜に若者が集まって騒いだり、ごみを散らかすといった苦情を近隣の方々からいただき、やむを得ず撤去するといったことがあり、市内では限られた場所に設置されている状況です。

事業名	交通バリアフリーの推進
担当課	交通対策課
概要	○ 移動や施設利用の利便性, 安全性の向上を目的とした「調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想」に基づき, 公共交通, 道路, 建築物, 交通安全施設等に関する各種バリアフリー事業を推進する。
これまでの取組	<p>平成24年3月策定のバリアフリー基本構想が目標年次を迎えたこと, 「高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が改正したことを踏まえ, 令和4年4月にバリアフリーマスタープラン並びにバリアフリー基本構想を策定した。</p> <p>重点整備地区である, 「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」「飛田給駅周辺地区」「京王多摩川駅周辺地区」を中心に, 施設設置・管理者等によって作成された施設のバリアフリー化の事業計画から成る, 新たな調布市バリアフリー特定事業計画を令和4年度に取りまとめた。</p>
今後の目標 (令和6~11年度)	引き続き, バリアフリー推進協議会において, 特定事業計画に基づく事業実施と, 事業の進捗管理を行うとともに, マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項(バリアフリー方針等)などについて, 生活関連施設の施設設置管理者をはじめ, 関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していく。

事業名	人と環境にやさしい道路の整備
担当課	道路管理課
概要	○ 歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装，車道の低騒音・排水性舗装を行い，主要市道を中心に人と環境にやさしい道路整備を推進する。また，無電柱化の推進に向け取組を進めるとともに，街路灯のLED化を進める。
これまでの取組	<p>東京2020大会に向けた会場周辺整備及び調布市バリアフリー基本構想特定事業計画に基づき，主要市道の整備を実施した。</p> <p>主要市道32号線 平成30年度～31年度 歩道のバリアフリー化 平成30年度 車道の遮熱性舗装，自転車走行空間の整備</p> <p>主要市道33号線 平成30年度 自転車走行空間の整備</p> <p>主要市道12号線 平成30年度～令和2年度 歩道のバリアフリー化</p> <p>令和2年度は，市道南176号線及び市道南192号線の測量設計を行い，工事発注図書を作成した。また，主要市道20号線の無電柱化予備設計を実施した。</p> <p>令和3年度は，主要市道20号線の無電柱化予備修正設計を実施した。</p> <p>令和4年度は，市道南176号線の整備（車道の低騒音・排水性舗装，歩道のバリアフリー化）を実施した。また，令和3年度に引き続き主要市道20号線の無電柱化予備修正設計を実施した。</p> <p>さらに，街路灯LED化推進計画に基づき，街路灯のLED化を進めた。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装，車道の低騒音・排水性舗装について，主要市道を中心に整備を進める。</p> <p>また，無電柱化の推進に向け取組を進めるとともに，街路灯のLED化を進める。</p>

◎障害者団体等のご意見に回答します。



歩道の段差が高く、道幅が狭かったり、ベビーカーで通りづらいです。



歩道の段差解消(バリアフリー化)については、主要市道を中心に整備を進めます。個別箇所の要望があれば、道路管理課までお問い合わせください。

事業名	公衆トイレの維持管理
担当課	環境政策課
概要	<p>○ 公衆の利便に供し、環境衛生の維持及び向上に資するため、次に掲げる7箇所の公衆便所の清掃、修繕、用品の補充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川さくら緑地公衆トイレ（平成16年度） ・つつじヶ丘駅北公衆トイレ（平成30年度） ・京王多摩川駅南公衆トイレ（昭和60年度） ・深大寺前公衆トイレ（平成30年度） ・飛田給駅北公衆トイレ（平成30年度） ・布多天神南公衆トイレ（平成16年度） ・調布駅前広場暫定公衆トイレ（令和元年度） <p>※（ ）内は供用開始年度。 ※令和元年7月条例改正にて名称の「便所」を全て「トイレ」に変更。</p>
これまでの取組	<p>調布駅前については、令和元年度にユニバーサルデザインを取り入れた調布駅前広場暫定公衆トイレを設置した。</p> <p>つつじヶ丘駅北公衆トイレ、深大寺前公衆トイレ、飛田給駅北公衆トイレの3箇所は、平成30年度に改修工事済。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>令和6年度中に、(仮)調布駅前広場公衆トイレの設置を予定している(供用開始は令和7年度を予定)。</p> <p>その後は他の公衆トイレと併せ、引き続き適正な維持管理を行う。</p>

◎障害者団体等のご意見に回答します。



小学生になった男の子で一人でトイレに行けず、女性トイレや誰でもトイレに連れて行って嫌な顔をされた時は心苦しかったです。

トイレ内のベビーチェアに座らせると、丁度、手が届く位置の鍵を何度も解錠したことがありました。

トイレ利用において、様々な事情で介助が必要な方がいることを周知していきます。

子どもの手が届くトイレについては、カバーを設置するなどの防止策を検討します。



事業名	商店街活性化の推進
担当課	産業振興課
概要	<p>○ 商店会が以下の事業を実施するに当たり、事業費の一部を補助することで、商店街の振興及び地域経済の活性化に寄与する。</p> <p>対象事業（ユニバーサルデザインに基づく施設の整備）： ①多機能トイレ（*¹⁰）の設置，②障害者・高齢者のサイン表示，案内設備の設置・改修，③授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置</p> <p>補助率：東京都は補助対象経費の4／5（実施商店街に直接交付）。市は，上記の確定金額の1／10を上乗せ補助。</p>
これまでの取組	商店会から，ユニバーサルデザインに基づく施設の整備に関する補助申請はなかったが，街路灯のLED化やランプ交換等を行った商店会等に対して一部経費を補助し，誰もがいつでも安全・安心なまちづくりの推進を図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，福祉分野における行政課題の解決につながる商店街等の取組に関して，東京都の施策と連動して支援していく。

事業名	福祉のまちづくり条例届出事務
担当課	建築指導課
概要	○ 新設・改修等を行う届出対象建築物の所有者等に，福祉のまちづくり条例整備基準に沿って，障害者等誰もが円滑に利用できるよう指導・助言を行う。
これまでの取組	福祉のまちづくり条例特定施設届出の受付。 平成30年度は12棟の届出受領， 令和元年度は12棟の届出受領， 令和2年度は14棟の届出受領。
今後の目標 (令和6～11年度)	今後，調布市独自の基準である共同住宅（延床面積2000㎡未満かつ15戸以上）について，届出の基準や届出の様式等の見直しを検討していく。

¹⁰多機能トイレ…車いす利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて，オムツ替えシート，ベビーチェアなどを備えて，車いす利用者だけでなく，高齢者，障害者，子ども連れなど多様な人が利用可能とした調布市福祉のまちづくり条例施行規則における「だれでもトイレ」のこと。本計画では「多機能トイレ」に統一して表記した。

IV-3 施設等の安全対策の充実

基本方針

安心した暮らしの基盤となる下水道施設の地震対策と、誰もが安心して利用できる公共施設のシックハウス対策を引き続き実施します。

事業名	下水道施設の地震対策の推進
担当課	下水道課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震が発生した場合、下水道の管路とマンホールの接続部分が損傷し、下水道の機能が失われるおそれがあるため、接続部分が伸びたり縮んだり曲がったりできる構造にする（可とう化）耐震化工事を計画的に推進する。 ○ 埋設が浅く、被害を受けやすい小口径の管路から着手し、震災時に災害対策本部が設置される市庁舎周辺、救急病院の周辺、避難所の周辺から優先的に取り組む。 ○ 平成30年度末までに小口径管路319箇所のマンホールの耐震化を完了し、以降、中口径、大口径の管路の耐震化を推進する。
これまでの取組	<p>優先整備箇所に位置付けをした小口径管路約20kmのうち、約10kmの耐震診断調査による耐震性能の確認・管渠とマンホールの可とう化工事が完了し、残りの約10kmは耐震診断調査の結果、管渠が耐震性能を有することを確認できた。</p> <p>令和2年度までに100%（278箇所）可とう化。</p> <p>※計画策定後の詳細調査の結果、319箇所→278箇所に変更。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>令和5年度に決定する下水道施設の耐震化方針をもとに耐震化計画を策定し、耐震化工事を順次実施していく。</p> <p>また、大口径管路に対しては、ストックマネジメント計画を考慮し耐震化に関する方向性を検討していく必要がある。</p>

事業名	公共施設のシックハウス対策
担当課	環境政策課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 室内化学物質の放散に関する対策，化学物質の使用に関する方針を検討し，化学物質による健康被害の発生を防止する。 ○ 市が設置，管理する公共施設における室内化学物質の放散に関する対策，化学物質の使用に関する方針等を規定したシックハウスマニュアルの周知徹底と運用 ○ 有識者によるチェックと助言 ○ 公共施設等の新設，改修工事に伴う測定及び測定結果の公表 ○ 職員の意識の向上を図るための定期的な研修
これまでの取組	職員の意識の向上を図るため，職員向けに年1回，有識者による講演会を実施した。
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>平成14年度の調和小学校開校時における「シックハウス症候群」発生の教訓を風化させないため，シックハウスマニュアルの周知徹底や職員の意識向上を図る取組を推進する。</p> <p>また，今後の化学物質の使用に関する方針検討に向け，室内化学物質に関する知見を習熟する。</p>

V 誰一人取り残さない安全・安心なまちづくりの推進

V-1 災害時の防災対策の推進

基本方針

地震や台風などの自然災害が起きた際に誰もが安全に避難できるよう、福祉的視点に則した地域防災計画の定期更新を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援プランを推進し、自助・共助・公助が相互に機能する体制づくりを進めます。

事業名	地域防災計画
担当課	総合防災安全課
概要	<ul style="list-style-type: none">○ 地域防災計画の見直し及び関係機関との連携強化を図るための機関である防災会議の事務局としての事務を行う。○ 事務内容は会議日程の調整、議案の調整、会議資料作成、会議進行、東京都との連絡調整など。○ 計画の検討組織である調布市地域防災計画検討委員会の運営を行う。○ 地域防災計画に基づく各種訓練等の企画・運営を行う。
これまでの取組	令和2年度（発行：令和3年4月）に地域防災計画を修正し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や避難訓練の促進、要配慮者用の避難先として福祉避難所の整備を進めることを記載するなど、福祉的内容を踏まえた計画修正を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、法改正や国の防災基本計画、東京都地域防災計画の修正を踏まえ、福祉的視点に則した地域防災計画の修正を行っていく。

事業名	防災備蓄品の配備及び利活用
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○ 災害に備え、フェーズフリー（*¹¹）やローリングストック（*¹²）の視点を取り入れながら調布市地域防災計画に則した防災備蓄品の確保・充実を行う。</p> <p>○ 市による備蓄だけでなく、調布市全体での備蓄を進めるために、市民等に対しローリングストック等の家庭内備蓄の啓発を行う。</p>
これまでの取組	<p>調布市地域防災計画や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた備蓄を実施した。</p> <p>非常用発電機やマンホールトイレを各避難所となる小中学校の改修工事に合わせて購入・配備した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続きフェーズフリーの視点を踏まえた備蓄を進めるとともに、倉庫内の整理・わかりやすい表示などを進めていく。</p> <p>また、各家庭での備蓄については、家族構成の違いによる備蓄例などを紹介し、ローリングストックを推進することで日常における備蓄の重要性を周知していく。</p>

◎障害者団体等のご意見に回答します。



障害者の家庭で、備蓄品や非常事態のイメージトレーニングをすることが大切だと思います。

防災備蓄品の配備の中に、家庭の備蓄品等の紹介を追加しました。



¹¹ フェーズフリー…身のまわりにあるモノやサービスを、日常はもちろん、非常時にも役立てることができるようにするという考え方のこと。

¹² ローリングストック…普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法のこと。

事業名	災害情報システム等の効果的な活用
担当課	総合防災安全課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な情報伝達手段確保のため、無線機等の整備と維持管理を行う。 ○ また、災害時に市民が適時的確に情報収集できるように、あらゆる世代に対応した複数の情報発信手段を整備する。
これまでの取組	<p>各種の無線機をはじめとする機器・システム類の維持管理を適切に行った。</p> <p>防災行政無線の移動系及び同報系のデジタル化を完了した。災害情報の収集について、市報や出前講座等で市民に周知した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、市報や出前講座の機会を通じて、災害情報の収集方法を市民に啓発する。</p> <p>また、災害時の情報伝達手段を確保するため、現状の機器類を適切に維持管理していくとともに、災害時において的確に使用できるようにするため、訓練などをおして、職員の習熟度を高めていく。</p>

事業名	障害者火災安全・緊急通報システム事業
担当課	障害福祉課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまった場合に、民間の緊急通報システムの支給及び火災に対応できる体制を整えることで速やかに不測の事態に備え、障害者の火災や緊急時における安全を確保する。
これまでの取組	<p>民間の緊急通報システムの支給及び火災に対応できる体制を整えることで、家庭内における病気や事故等の緊急事態の発生や火災の発生に備え、ひとり暮らし等の在宅の重度障害者の安全確保を図った。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、サービス事業者の確保とサービスの周知に努め、障害者の火災や緊急時における安全を確保する。</p>

事業名	障害者グループホームの防災対策への補助
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害者が生活を営むグループホームの防災対策強化について補助を行うことで、安全に安心して過ごせる環境を整える。
これまでの取組	グループホームの新規開設にあわせて、必要な設備の確認と補助制度の案内を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、市内グループホームの防災対策整備状況を確認し、必要に応じて見直しを図りながら、事業を継続していく。

事業名	災害時要援護者台帳の整備
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報 を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備する。
これまでの取組	障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報 を市へ登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者へ迅速かつ適切な支援を提供できる体制の整備を図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、事業の周知に努めるとともに、台帳の様式を改善し、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制整備を一層推進する。

事業名	調布市避難行動要支援者避難支援プランの推進
担当課	福祉総務課
概要	○ 「調布市地域防災計画」の避難者対策に基づき、災害発生時における避難行動要支援者の避難情報伝達や安否の確認等を、地域の様々な組織や団体と協働して取り組むため、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」の推進を進める。
これまでの取組	<p>避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するための同意確認を新規対象者及び同意確認書未返送者に対して行った。</p> <p>要支援者避難支援に関する協定を締結するとともに、当該団体における取組支援として、避難支援プラン推進補助金を交付した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>要支援者避難支援の在り方については、国及び東京都の動向や防災計画の改定などの状況を注視しながら、今後の要支援者数の増加を考慮した、災害時における支援体制について検討する。</p> <p>引き続き、要支援者避難支援に関する地域組織とのさらなる協定締結を進め、地域による共助の体制づくりを充実させていく。</p> <p>災害時における市内や福祉関係団体等との連携体制についても、関係者による検討会議等を開催し、自助・共助・公助が相互に機能する安全・安心の体制づくりを進める。</p> <p>令和3年5月の災害対策基本法の改正により、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり個別避難計画を作成することが努力目標とされたことを踏まえ、組織横断的な連携の下、段階的に取組を推進する。</p>

事業名	高齢者の生活安全の確保
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	○ 緊急時の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システムの設置，家具転倒防止器具等の取付を行う。
これまでの取組	<p>【緊急通報システム新規契約者数】</p> <p>平成30年度 142件 令和元年度 119件 令和2年度 124件 令和3年度 135件 令和4年度 140件</p> <p>65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯を対象に，家具転倒防止器具等の取付を実施した。（申請後，ご自宅へ訪問し，調査と取付を実施。）</p> <p>平成30年度 調査9件，取付8件 令和元年度 調査1件，取付1件 令和2年度 調査6件，取付4件 令和3年度 調査7件，取付7件 令和4年度 調査8件，取付7件</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，必要に応じて見直しを図りながら，事業を継続していく。

V-2 交通安全・防犯対策の推進

基本方針

誰もが安全に安心して暮らせるよう、多くの市民に対する意識啓発を継続するとともに、地域、行政、関係機関等の連携により、交通安全・防犯対策を推進します。

事業名	交通安全意識の啓発
担当課	交通対策課
概要	○ 交通安全に対する意識の向上を図るため、警察・関係団体と連携して各種交通安全啓発を実施する。
これまでの取組	<p>交通安全・交通事故情報の提供や、「子ども交通教室」、「交通安全のつどい」、「高齢者交通安全指導員講習会」、「スタントマンを活用した自転車交通安全教室」等を実施し、子どもから高齢者に幅広く交通ルールの遵守・交通安全に対する意識の向上を図った。</p> <p>なお、従来の交通安全教育の他、令和2年度より、自転車利用者に対し自転車安全利用促進事業（TSマーク付帯保険の一部助成）を開始し、自転車保険の加入促進に取り組んだ。</p> <p>また、令和5年4月に改正道路交通法が施行され、自転車利用者のヘルメット着用が全世代に対して努力義務化されたことに伴い、自転車利用者のヘルメット着用を推進するために、自転車用ヘルメット着用促進事業（ヘルメットを購入する際の値引）を実施した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、調布警察署や交通安全協会などの関係機関と連携し、安全教育を進めるなど、交通安全意識の向上を図る。</p> <p>子ども交通教室について、中央自動車道の耐震補強工事及びリニューアル工事を踏まえた施設の在り方や運営方法を検討する。</p>

事業名	放置自転車対策															
担当課	交通対策課															
概要	<p>○ 駅周辺や道路上の放置自転車等については歩行者や緊急車両等の通行の妨げになっている。</p> <p>○ この問題の解決を図るため、自転車等放置禁止区域内や公道上に放置されている放置自転車等の撤去を継続的に行い、誰もが安全・安心に通行できる快適な環境確保に努める。</p>															
これまでの取組	<p>市内9駅の自転車等放置禁止区域において、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施し、警察、駅周辺商店街等と連携して、駐輪場への誘導、啓発・撤去を行った。</p> <p>平成30年度と比較し放置自転車撤去台数は半分以下へと減少した。</p> <table> <tr> <td>平成30年度</td> <td>撤去台数</td> <td>6,139台</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>撤去台数</td> <td>5,114台</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>撤去台数</td> <td>2,851台</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>撤去台数</td> <td>2,532台</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>撤去台数</td> <td>2,603台</td> </tr> </table>	平成30年度	撤去台数	6,139台	令和元年度	撤去台数	5,114台	令和2年度	撤去台数	2,851台	令和3年度	撤去台数	2,532台	令和4年度	撤去台数	2,603台
平成30年度	撤去台数	6,139台														
令和元年度	撤去台数	5,114台														
令和2年度	撤去台数	2,851台														
令和3年度	撤去台数	2,532台														
令和4年度	撤去台数	2,603台														
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>引き続き、放置自転車対策として、各駅周辺の需要を満たす恒久的な自転車等駐車場の整備を進める。</p> <p>また、駅前放置自転車クリーンキャンペーン等をとおして、注意喚起や啓発活動の強化に取り組む。</p>															

事業名	交通安全施設の整備と関係機関への要望
担当課	道路管理課
概要	○ 交通安全施設（街路灯，道路反射鏡，防護柵，区画線，自発行式交差点鉾）の設置及び維持管理を行うことで，歩行者や自転車，バイク，自動車等の交通手段を利用する市民が安全かつ快適に通行できる交通環境の整備の促進を図る。
これまでの取組	道路反射鏡新設，道路反射鏡補修，防護柵修理，道路区画線標示，自発光敷交差点鉾補修，道路照明修理，道路照明設置を行った。 交通安全施設新設・修理箇所数 平成30年度 3, 120箇所 令和元年度 2, 590箇所 令和2年度 3, 388箇所 令和3年度 3, 174箇所 令和4年度 2, 948箇所 合計 15, 220箇所
今後の目標 (令和6～11年度)	交通安全のより一層の改善を図るため，交通安全施設の設置及び維持管理と併せて，定期的な点検を実施し，市民の安全，快適な交通環境を目指す。

事業名	防犯意識の啓発
担当課	総合防災安全課
概要	<p>○ 市内における犯罪の抑止と市民が犯罪被害に巻き込まれないようにすることを目的とした出前講座や市職員を対象とした不審者対応訓練を実施する。</p> <p>○ また、警察署の協力による防犯教室や防犯イベント（防犯のつどい）を開催する。</p>
これまでの取組	<p>専門家による生活安全講演会（地域安全まちづくりセミナー）や市職員による出前講座を実施するとともに、調布警察署の協力による教育関係機関職員に対する不審者侵入対策訓練等を開催した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>出前講座や生活安全講演会のオンライン配信、動画配信等について検討を行い、多くの市民に対し、意識啓発が図れるよう努める。</p> <p>また、関係機関と連携し、各種防犯キャンペーンやイベント等を実施し、市民の犯罪の予防と防犯意識の向上を図っていく。</p>

事業名	地域での防犯パトロールの支援
担当課	総合防災安全課
概要	○ 自治会や学校等に対して防犯パトロール支援用品の貸与、市民に対し防犯意識啓発グッズを配布し、地域での防犯パトロールを支援し、防犯活動の推進を図る。
これまでの取組	自治会や学校等に対して防犯パトロール支援用品の貸与、市民に対し防犯意識啓発グッズを配布し、地域での防犯パトロールを支援し、防犯活動の推進を図るとともに、年末年始には希望があった地域団体とともに行政と地域との合同パトロールを実施し、活動士気の向上に取り組んだ。 合同パトロール実施団体 平成30年度 21団体 令和元年度 26団体 令和2年度 8団体 令和3年度 11団体 令和4年度 13団体
今後の目標 (令和6～11年度)	防犯パトロールグッズの貸与について、継続して事業を実施する。多様な手段を通じて市民に周知し、防犯パトロール団体数の増加に努める。 また、合同パトロールの実施について、年末年始に限らず、通年での実施を支援し、防犯パトロール団体との連携を強化していく。

事業名	安全・安心パトロールの実施
担当課	総合防災安全課
概要	市民が安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指して青色回転灯装備車両による安全・安心パトロールを実施し、市内の犯罪抑止に努めている。
これまでの取組	<p>○ 調布子ども安全・安心パトロールは、主に子どもが被害者となる犯罪を防ぐため、市内を4ブロックに分け、平日の各小中学校及び児童館周辺を、車両4台（各車両2人の警備員乗車）での巡回を基本としてパトロールを実施。</p> <p>子ども安全・安心パトロールについて、令和4年度から活動時間を変更した。</p> <p>【令和3年度】 午後1時から午後8時30分まで（学校授業日） 午前10時30分から午後4時30分まで（夏季休業期間）</p> <p>【令和4年度】午後1時から午後8時30分まで（3季休業期間含む）</p> <p>○ 調布夜間安全・安心パトロールは、青色回転灯装着車両によるパトロールを警備会社に委託し、市内を南北2ブロックに分け、1年を通じて、午後10時から翌午前6時まで、主にひったくりなどの犯罪を抑止する目的でパトロールを実施。</p> <p>○ 夜間安全・安心パトロールは、近年の犯罪認知件数及び夜間パトロール時における報告状況などから、委託業者による夜間パトロールは令和5年度から発展的に終了し、調布警察署による見回りをはじめ、地域防犯パトロールとの連携などにより実施。</p> <p>令和4年度の活動時間を変更した。</p> <p>【令和3年度】午後9時30分から翌日午前5時30分まで 【令和4年度】午後5時30分から午前0時まで</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	安全・安心パトロール事業について、犯罪認知件数の推移や市民や警察署からの要望等を踏まえ、事業を適宜見直し、効果的な事業の運用に努める。

事業名	消防力の向上
担当課	総合防災安全課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防事務を東京消防庁に委託し、安定した消防活動を維持するとともに、これを補完する消防団の円滑な運営と関係団体間の連携等により、消防力の向上を図る。 ○ 「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝応援するまち宣言」を踏まえ、消防団員の活動環境整備に取り組むとともに、施設の改善、装備品の充実を進め、消防団の災害対応能力の不断の改善強化を図る。
これまでの取組	<p>消防事務を東京消防庁に委託し、安定した消防活動を維持するとともに、これを補完する消防団の円滑な運営と関係団体間の連携等により、消防力の向上を図った。</p> <p>また、ガンタイプノズルや防火衣の更新など装備品の充実を進め、消防団の災害対応能力の改善強化を図った。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、消防署と緊密な連携・調整を行い常備消防力の向上を推進するとともに、消防団の災害対応能力の改善強化を図る。

事業名	学校の安全確保の推進
担当課	教育総務課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者等の侵入を未然に防ぐため、監視カメラを設置し、管理諸室に設置した監視モニターで来校者の確認を行う。 ○ あわせて児童・生徒の安全確保を図るため、学校管理員による校門等出入口の巡視、校舎・体育館・校庭等の巡回業務を行う。
これまでの取組	児童・生徒が安全で安心して学習できる環境を確保するために、監視カメラによる安全確認を行うとともに、学校管理員を配置し、登下校時の校門等出入口の巡視や学校内の巡回業務を行い、児童・生徒の安全確保に努めた。
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き児童・生徒が安全で安心して学習できる環境を確保するため、監視カメラによる安全確認や学校管理員による校門等出入口の巡視・学校内の巡回を行い、児童・生徒の安全確保の維持に努める。

事業名	通学路の安全確保の推進
担当課	学務課
概要	<p>○ 児童・生徒の通学時において、次の個別事業を推進し、総合的に効果的な通学時の安全確保を図る。</p> <p>①通学路標示板の更新設置（昭和61年度から整備を開始。全学区域内の定期的な更新等を実施。）、②通学路マップの作成（年度ごとに各小学校別通学路図を作成し、小学校新入学予定保護者等へ配付）、③通学路要望の受付・対応（学校PTA等からの要望を受理し、総合防災安全課、道路管理課、警察署等関係部署に、要望事項を整理し対応を依頼）、④交通安全運動の実施（春・秋交通安全運動を各校で実施。交通安全横断幕の作製）、⑤児童通学見守り業務委託、⑥交通安全対策連絡会議への出席。</p>
これまでの取組	<p>学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するとともに、犯罪等を抑止し、子どもたちが安全・安心に通学することを目的として、令和4年度まで防犯カメラを175台設置した。</p> <p>市立小学校全校の合同点検を行い、安全対策を実施した。令和2年度7校、令和3年度全校、令和4年度7校</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>子どもたちが安全・安心に通学することを目的として、通学路のさらなる安全確保のため、学校をはじめとした関連部署と連携・協議のうえ、合同点検等の安全対策を実施する。</p>

事業名	障害者施設の防犯対策への補助
担当課	障害福祉課
概要	<p>○ 障害者が生活を営む施設の防犯対策強化について補助を行うことで安全に安心して過ごせる環境を整える。</p> <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門、フェンス等の外構等設置，修繕 門，フェンス等の外構等が破損し，設置，修繕を行うもの ・ 非常通報装置等の設置 <p>○ 警察機関への非常通報装置等を設置するためのもの</p>
これまでの取組	<p>令和2年度は施設数 3箇所</p> <p>令和3年度は施設数 1箇所</p> <p>令和4年度は施設数 3箇所</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，障害者施設の防犯対策の整備状況や国・都の動向も注視し，必要に応じて見直しを図りながら，事業を継続する。

V-3 安心の暮らしの支援

基本方針

誰もが健康的で快適に暮らせるよう、見守りや人権を守る地域ネットワークの強化と、いざという時のサポート体制の充実など暮らしの支援を進めます。

事業名	見守りネットワークの推進										
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当										
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせるように地域全体で見守っていく仕組みを構築する事業である。 ○ 地域住民、事業協力者などが、日常生活又は業務の中でひとり暮らし高齢者や障害者等について、「おかしいな」「ちょっと変だな」などと気付いた時に、担当地区の地域包括支援センターに連絡し、その情報により地域包括支援センターが対象者の現状把握と必要な対応を行うものである。 										
これまでの取組	<p>【通報件数】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成30年度</td> <td>544件</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td>502件</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>564件</td> </tr> <tr> <td>令和3年</td> <td>594件</td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td>678件</td> </tr> </table>	平成30年度	544件	令和元年	502件	令和2年	564件	令和3年	594件	令和4年	678件
平成30年度	544件										
令和元年	502件										
令和2年	564件										
令和3年	594件										
令和4年	678件										
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き、8箇所全ての地域包括支援センターにみまもっと担当者を配置し、さらなる事業の周知と対応を行う。										

事業名	救急医療情報キットの提供
担当課	高齢者支援室 高齢福祉担当
概要	○ 高齢者のひとり暮らしの増加などにより「もしもの時」に、身元や持病などを記載した「救急医療情報キット」を備えることで、救急隊員が駆け付けた際の情報伝達手段となり、素早い対応に役立てていく。
これまでの取組	平成30年度 834件 令和元年度 701件 令和2年度 204件 令和3年度 189件 令和4年度 191件 令和5年3月末までに、約13,036件の配布を行った。
今後の目標 (令和6～11年度)	現在、保管容器として筒状のプラスチックケースを使用しているが、資材の高騰により単価も上昇しているため、保管に適した容器で安価なものに切り替えるよう検討していく。

事業名	障害者救急医療情報キットの給付
担当課	障害福祉課
概要	○ 在宅障害者に対して「もしもの時」に、身元や持病などを記載した「救急医療情報キット」を備えることで、救急隊員が駆け付けた際の情報伝達手段となり、緊急時の素早い対応に役立てていく。
これまでの取組	救急隊員が駆け付けた際の情報伝達手段として身元や持病等を記載した救急医療情報キットを備えることで、在宅障害者に対する緊急時の素早い対応が可能となるよう図った。
今後の目標 (令和6～11年度)	手帳交付時における対象者への案内を継続していく。

事業名	障害者を地域で支える体制づくりモデル事業（あんしんネット）																																
担当課	障害福祉課																																
概要	<p>○ 知的障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としている。</p> <p>○ 地域への障害理解や相談機関の普及啓発，アウトリーチ支援，地域のネットワーク体制の整備，また，緊急相談窓口を設置し，知的障害者，発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行う。</p>																																
これまでの取組	<p>障害者を地域で支える体制の整備を継続している。</p> <p>【実績】</p> <table border="0"> <tr> <td>・普及啓発</td> <td></td> <td>・アウトリーチ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>5件</td> <td>令和2年度</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>6件</td> <td>令和3年度</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>8件</td> <td>令和4年度</td> <td>46件</td> </tr> <tr> <td>・ネットワーク会議</td> <td></td> <td>・その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2件</td> <td>令和2年度</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4件</td> <td>令和3年度</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2件</td> <td>令和4年度</td> <td>10件</td> </tr> </table>	・普及啓発		・アウトリーチ		令和2年度	5件	令和2年度	7件	令和3年度	6件	令和3年度	1件	令和4年度	8件	令和4年度	46件	・ネットワーク会議		・その他		令和2年度	2件	令和2年度	12件	令和3年度	4件	令和3年度	15件	令和4年度	2件	令和4年度	10件
・普及啓発		・アウトリーチ																															
令和2年度	5件	令和2年度	7件																														
令和3年度	6件	令和3年度	1件																														
令和4年度	8件	令和4年度	46件																														
・ネットワーク会議		・その他																															
令和2年度	2件	令和2年度	12件																														
令和3年度	4件	令和3年度	15件																														
令和4年度	2件	令和4年度	10件																														
今後の目標 (令和6～11年度)	障害に対する理解の促進を図る活動や障害者の緊急時における必要な支援等を行う事業を実施することにより，障害者が安心して生活できる環境を整備する。																																

事業名	障害者虐待防止センターの運営
担当課	障害福祉課
概要	○ 障害者虐待の未然防止や早期発見，虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護，養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備する。
これまでの取組	<p>障害者虐待の通報・届出・相談があった場合に，迅速に関係者会議を持ち，事実確認調査や対応，指導，報告を行った。</p> <p>障害者虐待防止周知のため，障害福祉施設職員向けに，障害福祉課職員が出向いて研修を実施した。</p> <p>また調布市福祉人材育成センターにて，障害者福祉施設職員向け研修を年1回実施している他，ヘルパー養成研修等で，障害者虐待防止について周知している。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	引き続き，障害者虐待の未然防止や早期発見，虐待を受けた障害者に対する迅速な対応等のために，事業を継続する。

事業名	児童虐待防止センター事業の推進
担当課	子ども政策課
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども家庭支援センターすこやか」において事業を実施している。市民からの緊急的な児童虐待等の相談・通告などに対応する窓口として、フリーダイヤルの「すこやか虐待防止ホットライン」を設置するとともに、必要に応じて児童相談所などの関係機関との連携や適切なサービス調整を行い、虐待の防止・早期発見・支援に努める。 ○ 「すこやか虐待防止ホットライン」の周知のためカードを配布している。 ○ 保護を要する児童等への支援を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を平成19年2月9日に設置。あわせて、保護を要する児童の見守りに関する対応を、本協議会のケース会議の協議事項に位置付け、適切な対応を図る。 ○ 専用フリーダイヤルや、Eメール、来館による相談受付を行う。
これまでの取組	<p>複雑多様化する児童虐待相談へのより一層のきめ細かな対応や、関係機関と連携した切れ目ない支援を継続していくため、令和3年度から児童虐待防止センター業務を市（子ども政策課所管）の直営による体制に移行した。</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>子ども家庭支援センター「すこやか」を拠点に実施している児童虐待防止センター事業について、関係機関との連携を図りながら、児童虐待の早期発見・予防的支援等により、虐待防止に取り組み、相談体制の強化を図る。</p> <p>ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、ケアの負担が多い等のヤングケアラーに対して家事・育児支援を適切に実施するように取り組む。</p> <p>また、関係機関に対して研修を実施し、ヤングケアラーの認識を広め早期発見に資する。</p>

事業名	利用者サポート事業の実施
担当課	福祉総務課
概要	<p>○ 福祉サービスの利用者等が、地域において福祉サービスを安心して選択し、利用できるように総合的に対応する。</p> <p>○ ①福祉サービスの利用に際しての苦情対応，②判断能力の不十分な人々の権利擁護相談，③成年後見制度の利用相談，④その他福祉サービス利用等に関する専門的な相談を行っている。</p>
これまでの取組	<p>成年後見制度の利用促進のため、ホームページ、パンフレット等を利用した広報活動を行ったほか、有資格の相談員の配置や5市で共同運営を行っている多摩南部成年後見センターの活用により、権利擁護に関する幅広い相談を受け付けた。</p> <p>また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて、利用促進や体制整備等について5市の共通の目標を掲げた「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を令和2年3月に策定し、市の実情を勘案した調布市の具体的な取組を令和3年3月に「調布市の取組」として取りまとめた。</p> <p>※5市：調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市</p>
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>令和6年度を計画期間の初年度とする調布市地域福祉計画内に調布市成年後見制度利用促進基本計画を位置付け、引き続き権利擁護支援を必要とする利用者等に対し、安心してサービスを利用できるよう相談等に対応していくとともに、成年後見制度の利用促進に向けて、権利擁護に関する地域連携ネットワークの充実を図る。</p>

事業名	ふれあい収集の実施												
担当課	ごみ対策課												
概要	<p>○ ごみ排出場所までごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員等が玄関先に伺いごみを収集する。</p> <p>○ 一般ごみ収集は、次の①～③に該当する方のみで構成される世帯とそれに準ずると認められる世帯が対象。</p> <p>①介護保険法に基づく要介護認定を受けた方</p> <p>②身体障害者手帳記載の程度が1級又は2級の方</p> <p>③精神障害者保健福祉手帳記載の障害の程度が1級又は2級の方</p> <p>○ 粗大ごみ収集は一般ごみ対象世帯のほか、次の①と②など粗大ごみの持ち出しが困難であると認められる世帯が対象。</p> <p>①高齢者のみの世帯，②妊婦と児童等のみの世帯</p>												
これまでの取組	<p>ごみ排出場所までごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員等が玄関先等に伺いごみを収集した。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th><家庭ごみ></th> <th><粗大ごみ></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>318件</td> <td>532件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>348件</td> <td>454件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>371件</td> <td>351件</td> </tr> </tbody> </table>		<家庭ごみ>	<粗大ごみ>	平成30年度	318件	532件	令和元年度	348件	454件	令和2年度	371件	351件
	<家庭ごみ>	<粗大ごみ>											
平成30年度	318件	532件											
令和元年度	348件	454件											
令和2年度	371件	351件											
今後の目標 (令和6～11年度)	<p>制度利用希望者は概ね増加傾向にあり，委託業者への負担も制度開始時から増加していることから，制度継続のため，見直しを行う。</p>												

◎障害者団体等のご意見に回答します。



病児保育を増やしてほしいと思います。
保護者の就労支援と保育園の充実が必要だと思います。

病児保育については、調布っ子すこやかプランで検討していきます。
保育園と幼稚園の障害児の受け入れについては、障害者総合計画で検討していきます。



障害児と健常児の交流が重要だが、特別支援学校に入学すると健常児との交流があまりありません。
情緒の固定支援学級の設置を検討してほしいです。

ご意見については、第2期調布市特別支援教育推進計画に記載しています。
障害児と健常児の交流については、「特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるよう取り組みます。」(方針3 施策2)



学級の設置については、「自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、発達障害のある児童・生徒の望ましい教育環境の整備について、調査・研究を進めていきます。」(方針4 施策1)

第5章 計画の推進

Ⅰ 推進体制

福祉のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくためには、行政のみならず、市民や事業者とも相互に連携を図りながら一体となって進めていくことが必要です。

(1) 市民の役割

本条例第4条では、「市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

市民は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりの取組について理解を深めるとともに、積極的に参画することで、その推進に寄与することが求められます。

(2) 事業者の役割

本条例第5条では、「事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する」と定めています。

事業者は、施設を新築や改修をする場合、ユニバーサルデザインに基づく整備を進めるとともに、やさしさや思いやりを持って、目配りや気配りなどに配慮したサービスの提供に努めることが求められます。

(3) 行政の役割

本条例第3条では、「市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と定めています。

市は、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりを推進するため、職員一人ひとりがユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを更に認識し、施策を実行することが求められます。

2 周知・普及啓発

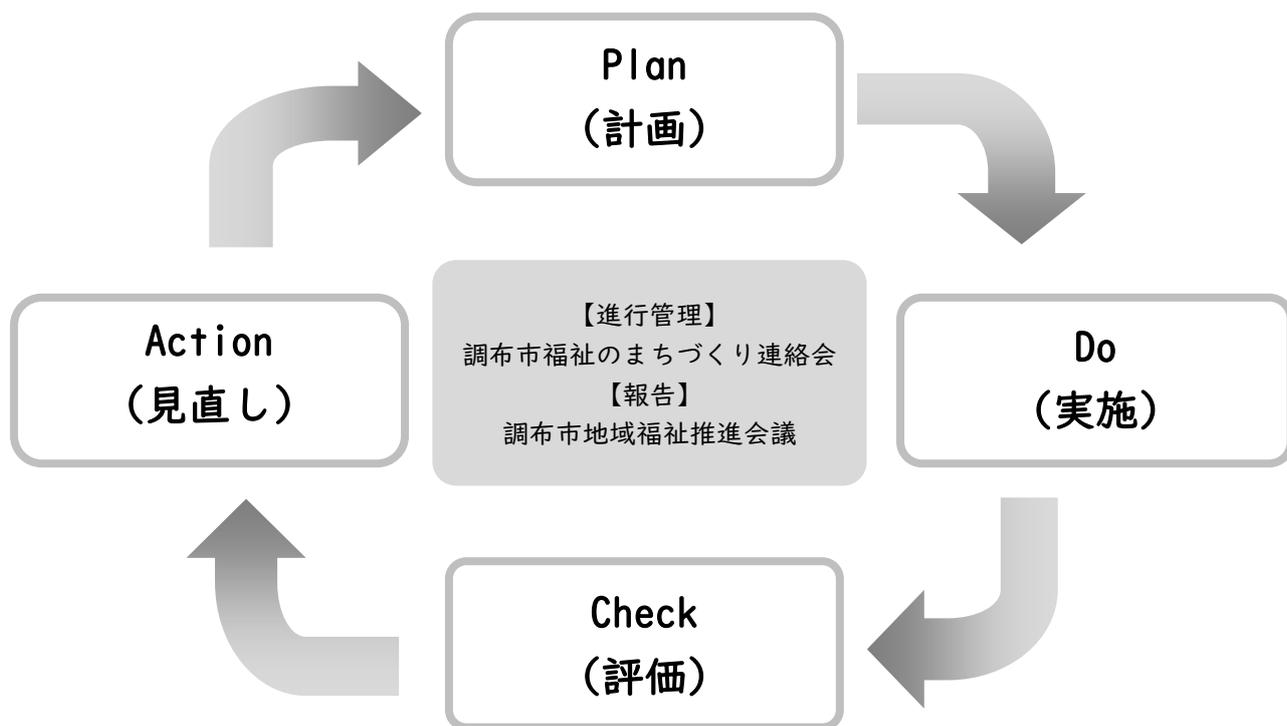
福祉のまちづくりを進めるうえでは、市民や事業者、行政などの計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、「市報ちょうふ」や市のホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知し、普及啓発に努めます。

3 進行管理

本計画の推進のため、PDCAサイクル（P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（見直し））の考え方にに基づき進行管理を実施し、計画全体の継続的な改善を図ります。

進行管理については、調布市福祉のまちづくり連絡会において行うとともに、必要に応じて調布市地域福祉推進会議において報告を行います。



調布市福祉のまちづくり条例

平成9年3月21日条例第5号

改正 平成21年9月18日条例第23号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条—第11条）

第3章 情報の共有化のための取組（第12条）

第4章 都市施設の整備（第13条—第17条）

第5章 特定都市施設の整備（第18条—第26条）

第6章 住宅の整備

第1節 通則（第27条・第28条）

第2節 集合住宅（第29条—第31条）

第7章 雑則（第32条—第34条）

附則

私たちの願いは、高齢者や若者も、障害がある人もない人も、また、大人や子どもも生涯をとおして人としての尊厳を認め合いながら、いきいきとした生活を営むことができるような豊かで温かいまち調布を実現することである。

そして、だれもが住み慣れたまちで安心かつ快適な生活が営め、また、だれもが進んで社会参加のできる、そのような社会の実現に向け、ユニバーサルデザインの理念に立ったまちづくりを推し進めることは、私たちの責務である。

このためには、保健、医療、住環境、防災、教育などあらゆる分野で福祉の視点に立った配慮が必要であり、市、市民及び事業者の自主的な参加による協働の営みが必要である。

私たちは、豊かで温かいまち調布の実現を目指すことをここに宣言し、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人が安全かつ円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについての基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、福祉のまちづくりを推進し、もって豊かで温かいまち調布の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）ユニバーサルデザイン 年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作りあげてをいう。

(2) 福祉のまちづくり ユニバーサルデザインの理念に基づき、すべての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

(3) 都市施設 病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。

(4) 集合住宅 共同住宅、長屋、寮又は宿舍（個人の占有部分を除く。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民及び事業者の参加と協力の下に、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策に、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する活動に対し、これらの者の福祉のまちづくりを推進するうえで果たす役割の重要性にかんがみ、必要に応じて支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業の実施に当たり、施設、物品又はサービスのすべての人の円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。

（福祉のまちづくりの総合的推進）

第6条 市は、福祉のまちづくりが総合的かつ効果的に推進されることの重要性にかんがみ、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（計画の策定）

第7条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を推進計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
(教育及び学習の振興等)

第8条 市は、福祉のまちづくりに関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、福祉のまちづくりについて、市民及び事業者が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第9条 市は、前条に規定する福祉のまちづくりに関する市民及び事業者の理解の深化及び自発的な活動の促進に資するため、福祉のまちづくりの状況その他の福祉のまちづくりに関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(支援)

第10条 市は、市民又は事業者が福祉のまちづくりに関する活動を自発的に行うこととなるよう誘導するため、特に必要と認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の評価点検及び市民等の意見の反映)

第11条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を適正に実施するため、当該施策について定期的に評価点検を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、市民及び事業者の意見を福祉のまちづくりに関する施策に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

第3章 情報の共有化のための取組

第12条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスをすべての人が円滑に利用するために必要かつ有益な情報を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、当該情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 都市施設の整備

(都市施設整備基準の策定)

第13条 市長は、都市施設の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「都市施設整備基準」という。）を策定しなければならない。

2 都市施設整備基準は、次の各号に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。

(1) 出入口の構造に関する事項

(2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項

(3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項

(4) 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項

(5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用することができるようにするために必要な基幹的事項

3 市長は、都市施設整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(都市施設整備基準への適合努力義務)

第14条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設所有者等は、すべての人が円滑に都市施設から他の都市施設へ移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。

(整備基準適合証の交付)

第15条 施設所有者等は、都市施設を都市施設整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、市長に対し、都市施設整備基準に適合していることを証する証票（以下「整備基準適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該都市施設が都市施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした施設所有者等に対し、整備基準適合証を交付するものとする。

(都市施設の安全な利用の確保)

第16条 都市施設を管理する者は、当該都市施設の安全かつ円滑な利用について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、都市施設において、物品の放置その他の行為（以下「物品の放置等」という。）によりすべての人の安全な移動又は利用を妨げることをしないよう努めなければならない。

- 3 都市施設を管理する者は、物品の放置等その他すべての人の安全な移動又は利用の妨げとなる事由を発見したときは、速やかに当該妨げとなる事由を排除するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(移動手段の確保)

第17条 市長は、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、適切な移動手段の確保及び整備に努めるものとする。

- 2 市長は、公共交通機関について、すべての人の安全かつ円滑な移動を確保するため、必要と認めるときは、その車両等の構造上の配慮及び運行上の配慮について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第5章 特定都市施設の整備

(特定都市施設遵守基準の遵守)

第18条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、都市施設整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるもの（以下「特定都市施設遵守基準」という。）を遵守するための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第22条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、特定都市施設遵守基準を遵守しなければならない。

(届出)

第19条 特定整備主は、第13条第2項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に市長に届け出なければならない。ただし、法令等により、都市施設整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をするとき、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事に着手する前に市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第20条 市長は、特定整備主に対し、その特定都市施設（工事中のものを含む。以下同じ。）について第14条及び第18条第1項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要と認めるときは、都市施設整備基準を勘案して特定都市施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（工事完了届）

第21条 特定都市施設の新設又は改修に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（既存特定都市施設の状況の把握等）

第22条 この章の規定の施行の際現に存する特定都市施設（以下「既存特定都市施設」という。）を所有し、又は管理している者（以下「既存特定都市施設所有者等」という。）は、当該既存特定都市施設を都市施設整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

2 市長は、前条に規定するもののほか、既存特定都市施設所有者等に対し、既存特定都市施設について前項に規定する措置の適確な実施を確保するため特に必要と認めるときは、当該既存特定都市施設の都市施設整備基準への適合状況を勘案し、必要な措置を講ずるよう指導及び助言をすることができる。

（報告の徴収）

第23条 市長は、特定整備主又は特定都市施設を所有し、若しくは管理する者（以下「特定整備主等」という。）に対し、規則で定めるところにより、第20条及び前条第2項の規定の施行に必要な限度において、当該特定都市施設に係る第18条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について、報告を求めることができる。

（勧告）

第24条 市長は、第19条の規定による届出を行わずに同条に規定する工事に着手した者に対して、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定整備主等が正当な理由なく第18条の規定に違反していると認めるとき、又は特定整備主等の特定都市施設の新設若しくは改修に伴って講ずる第14条第1項の規定に基づく措置が正当な理由なく都市施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定整備主等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（公表）

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

（特定都市施設に関する調査）

第26条 市長は、第20条、第22条第2項、第24条及び前条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定整備主等の同意を得て、特定都市施設に立ち入り、第18条の規定の遵守の状況及び都市施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定整備主等その他の関係人に提示しなければならない。

第6章 住宅の整備

第1節 通則

（情報の収集）

第27条 市長は、住宅の整備に関する適切な基準等を市民に提示するため、必要な情報の収集に努めるものとする。

(住宅の供給)

第28条 住宅を供給する事業者は、すべての人が円滑に利用できるようにするために配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 集合住宅

(集合住宅整備基準の策定)

第29条 市長は、集合住宅の整備について、事業者の判断の基準となるべき事項（以下「集合住宅整備基準」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、集合住宅整備基準を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(集合住宅整備基準への適合努力義務)

第30条 集合住宅を所有し、又は管理する者は、当該集合住宅を集合住宅整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第31条 第15条の規定は、集合住宅整備基準に適合している集合住宅について準用する。

2 第5章の規定は、規則で定める規模の集合住宅の新設又は改修について準用する。

第7章 雑則

(市の施設の先導的整備等)

第32条 市は、自ら設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準に適合するよう率先して整備に努めるものとする。

2 市長は、国及び他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）に対し、これらが設置する都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(国等に関する特例)

第33条 国等及び市については、第19条から第26条までの規定は適用しない。

2 市長は、国等に対し、都市施設又は集合住宅について、都市施設整備基準又は集合住宅整備基準への適合状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第12条から第14条まで、第4章及び第27条から第31条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成10年3月規則第9号で、同10年4月1日から施行)

附 則 (平成21年9月18日条例第23号)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の調布市福祉のまちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第18条の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第19条の規定による届出をした者について適用する。